

## 相摸守を通した神奈川県の古代史の探究

### 「奈良時代の歴代相摸守および相摸介」

#### 副題 「相摸守と万葉集との関係」

はじめに

日本書紀に続く国史、「続日本紀」には、系統的に中央政府（**大和朝廷**）から派遣された各国の国守が記録されている。

本著は相摸守・相摸介の記録を調査して、ほぼ奈良時代の相摸国の治世の状況をまとめたものである。

文武天皇即位後五年目に大宝と改元されたが、その二年目に発令された大宝律令で、統治制度として、国を統治する国司として守、介、掾、目等が中央政府から派遣される制度が制定された。

国を形成する「郡」は「大領、上領、中領、下領、小領」がら、大領が統治し、さらに「郡」は、五十戸からなる「里」（里長）によって構成されたが、大宝二年から、十三年後の靈龜元年（七一五）に「里」の上に「郷」が制定された。

大宝律令が制定された時期には、各国の境界はおおよそ設定されていたのであるが、相摸国の最終国境線は、この時期、まだ確定されていなかったのではないかと想定する。それは相摸守の派遣が、遅れていると推定できるからだ（後述）。つまり、武蔵国あるいは上野国との境界線の確定がいつなされたのか、大宝元年以降もまだ確定していなかったのではないかという議論の余地があるとして問題提起したい。

大宝律令の本格施行に対して、極初期の相摸国の国情と国司・派遣がどのような事情にあったかについては後ほど考察する。

その前に、大宝律令制定前に、相摸国司が記された日本書紀の記事を紹介する。持統天皇六年（六九二）七月条に「相摸国司・布勢朝臣色布智ら・三浦郡小領と、赤鳥を捕えた鹿島臣櫛樟（くす）とに位と禄を賜わり、三浦郡の二年間の調役を免じた」とある。

この記事の中心は、三浦郡で捉えられた「赤鳥」が瑞兆として認められ、捕えた人たちに褒賞が出たという記録である。

通常は、三浦郡の関係者だけが、褒賞を受けるだけであるが、ここでは相摸国司が登場する。赤鳥が瑞兆ということを古文で調べて、献上させた功績が認められたということであろう。

この国司が、この当時、支配する国の範囲は明記されていない。三浦郡のみが

記されている。大宝律令が制定され、相摸国の郡は八つあり、その中に三浦郡も含まれていたので、この国司が統治する領地は、それほど変わっていたとは思えない。

そういう意味で、中央から派遣された国守のことが記された初めての記事と言える。

大宝律令に制定された、国司は守・介・掾・目からなるが、国の規模によってその構成は異なっていた。国々は大國、上國、中國、下國に分類され、国司の構成は、大國では守一人・介一人・大掾一人・少掾一人・大目一人・少目一人・史生三人、上國は守一人・介一人・掾一人・目一人・史生三人、中國は守一人・掾一人・目一人・史生三人、下國は守一人・目一人・史生三人と決められていた。

一方、郡は大領、少領、主政、主帳からなる郡司によって統治されるが、郡はその規模によって、大郡、上郡、中郡、下郡、小郡と郷と同じように分類され、郡司の構成、人数はそれぞれ異なっていた。

国守の位階は原則として、大國、上國、中國、下國は、それぞれ、従五位上、従五位下、正六位下、従六位下と決められていた。したがって各国の守以下の官人の位階は、それ以下であった。

相摸国は、上國とされているので、原則として、守は従五位下であった。

一方、「続日本紀」で調べられるのは、原則として、従五位下（あるいは外従五位下）以上の位階の官人に限られるので、相摸国の国司の記録は、守だけに限定されるはずであった。

そのことを前提にして、「続日本紀」を調べると、記録された奈良時代の相摸守は十四人であったが、相摸介も十一人が確認できた。

うち五人の相摸介は相摸守に昇進している。

相摸介は本来、従五位下（あるいは外従五位下）以下であったはずだが、天平宝字五年（七六一）以降、外従五位下を含めた従五位下の位階の官人が相摸介として派遣されたことが分かる。結果的には十一人もの相摸介が続日本紀に記録されていた。相摸介の位階が従五位下（あるいは外従五位下）に昇格したのは、時代的背景（従五位下官人の増加）であろうが、その一つの原因は、この時期以降、陸奥蝦夷、あるいは越後蝦夷対策が重要な政策になっていくことになるが、後方支援国としての相摸国の重視の表れとも想定される。

それに、歴史書にありがちな「記録もれ」があることも想定せざるをえない。その視点から、国守の記録を辿ると、続日本紀初期に、記録が抜けている。国史に記録されなかったのか、国守の位階が、続日本紀の記録基準に達していなかったのか？それは相摸国の国情と不可分であろう。しかし、天平時代最後半

（天平十八年以降）は、記録に一貫性が認められ、「記録もれ」はほとんどないと想定できそうである。この続日本紀の記録の差は、相摸国の国情と関係あると想定すべきであろう。

朝廷における相摸守の人事の記録はなされていたはずであつたし、最長六年の任期を限度に国守は交代していったから、続日本紀の相摸守十四人という人数は「記録もれ」があつたことは認めざるをえない。しかし「記録もれ」が継続的に行われていたとすれば、それは当時の政治情勢と無関係ではなく、考察されるべき課題であろう。

### 東国における国守派遣の実態

大宝律令施行以降の東国の国守の派遣の記録を概観してみる。

大宝律令は、大宝元年（七〇一）八月にその完成が公表され、大宝二年（七〇二）七月に「初めて大宝律令を講義した。」と記され、同年十月に「大宝律令すべての国に頒布した。」と記されていることから、大宝律令が一斉に施行されたのは大宝三年（七〇三）の年初からと考えてよいであろう。

大宝律令の施行時期を考慮して、東国全般を眺めてみると、東国の国守の中で一番記録が古いのは、文武四年（七〇〇）の十月に叙任された常陸守の百済王遠宝（くだらのこにきしえんぼう）（直広参Ⅱ大宝律令の正五位下相当）である。

この常陸守は大宝律令の施行に先行していることになる。

試行的辞令であつたのだろうか。常陸国は藤原家の始祖・藤原鎌足の生誕の地であつたからであろうか。この時、同時に叙任されたのは筑紫総領（石上麻呂）、大貳（小野毛野）（以上は後の大宰府長官（大宰帥）と次官（大宰大貳）、周防総領（波多朝臣牟後閑）、吉備総領（上毛野小足）で、これらは**大和朝廷**にとつて、西国の要諦の地であつた。そこで先行させて試行されたと考えるべきであろうか。

次に大宝三年（七〇三）七月に武蔵国（引田祖父（従五位下））と下総国（上毛野男足（正五位上））、尾張国（多治比水守（従五位下））と東国以外の四か国（河内国、山背国、備前国、伊予国）の国守の派遣が記録されている。伊予国は意外なことのように思えるが、天皇行幸の地であつたからだろうか。

これらの国々は大宝律令の施行後に、国守が最も早く派遣されたと考えられる。この時期の国々の国守の派遣の記録は、大宝律令が問題なく施行されていることを示す意味でも、その記録は重視すべきであろうが、そうでないのは、国守の派遣は、段階的に行われていったということを示しているのではないか。だから国守派遣の記録は網羅的でなかったということであろう。

ところが、大宝律令が施行されてから、約五年後、元明天皇が即位された和銅元年（七〇八）三月に、東国八か国の内、七か国に国守の派遣が一斉に発令さ

れた。網羅的発令と想定できるが、相摸国だけは派遣記録が抜けている。相摸国の一か国だけ国守派遣の記録がないのは、記録もれではなく、なにか特別の理由があったと考えるべきであろう。

この時の武蔵守に任じられたのは正五位下の当麻（真人）桜井であった。武蔵守は大宝三年（七〇三）七月に引田祖父が任じられていたことは前述したが、この引継ぎ期間は約五年であるから、和銅元年は、国守交代時期と考えても問題はない。しかも、他の東国の国守が従五位下あるいは従五位上（陸奥守のみ従四位下。ただし兼任）に比べれば、正五位下であるから一階級あるいは二階級も上位であることに留意する。そこで連想するのが、武蔵国の秩父郡から献上された銅が和銅という年号の発端となったことである。銅が祥瑞と見なされ、「和銅」と改元されたのだが、この銅鉾を献上したことに、当麻真人家が貢献し、昇進したのではなかったか？

現在の横浜市は武蔵国に属していたこともあり、神奈川県という範疇からは、武蔵国のことも言及しなければならぬが、そういう視点からは、**相摸国は、和銅元年（頃は、武蔵国の管轄下にあったのではないか？）**

その一つの資料は、和銅元年（七〇八）から十一年後の養老三（七一九）に初めての按察使が全国的に任じられたが、東国では二人の按察使が任命された。一人は常陸守に任じられた藤原宇合が安房国、上総国、下総国の三国を管掌し、もう一人は武蔵守に任じられた多治比県守が相摸国、上野国、下野国を管掌した。

こうして考えると、東国の重要拠点は、常陸国、武蔵国であった。

これらの二人は、後に中納言となり、朝廷の重臣となる名家の出身であったが、二人とも天平九年の疫病の流行で亡くなった。

この按察使が任命された年に、それぞれの国には国守が派遣された記録がないことである。相摸国、上野国、下野国に限れば、派遣された国守が、按察使の指導を受けたという記録がない。

この第一回目の按察使の任命の目的は、制度の整備のためか、国司の指導なのか、判明しない。ただ言えることは、この当時、相摸国は武蔵国の影響下にあったということである。

ただ、後述するが、国史編纂に貢献した紀清人が従四位下で、武蔵守に任じられた天平十八年（七四六）五月）に、東国八か国の六か国に国守派遣の記録がなされ、相摸守、下野守はそれぞれ一年、二年遅れて国守派遣の記録がなされた。この時の相摸守が「続日本紀第二代相摸守」であった。天平十八年頃に、和銅元年と同じように、東国八か国が一斉に国守派遣の記録がなされたことは留意すべきであろう。

「続日本紀」における第一代の相摸国守は、秦井手乙麻呂で、天平十五年六月

で、同年同月に陸奥守として、百済王敬福（従五下）が派遣されている。二国からの派遣記録である。この百済王敬福は、従五位上に昇級していたが、陸奥国から黄金を献上し、そのおかげで東大寺大仏が完成できたことが認められ、従五位上から一気に従三位に昇級した。「続日本紀」の記録者たちは、この記録を重視したはずで、百済王敬福の陸奥守の派遣記録と同時に、相摸守の秦井手乙麻呂の記録がなされたのは留意すべきであろう。

秦井手乙麻呂は、姓（かばね）を有していないが、この「黄金献上」と関係があるのかもしれない。

続日本紀・第二代相摸守の葛井（宿禰）諸会の派遣は、それから四年後の天平十九年であったが、交代期間としては納得できる。

### 相摸介

大宝律令の規則、続日本紀の記録基準から、注目しなければならないのは、相摸介の記録の多さである。

大宝律令によれば、上国の「介」の位階は従六位上で、記録されていないはずであったが、天平宝字五年（七六一）一月に、初めて御杖連祖足が相摸介として記録がなされた。彼の位階が外従五位下であったからであった。これ以降、相摸介の位階は外従五位下以上になるが、大宝律令の規則とは異なるので、なぜそうなったのか考察が必要であろう。

彼の場合には、石上宅嗣が相摸守を離任した時に、外従五位下の御杖（連）祖足が記録されるようになったことは、国策（陸奥蝦夷対策、官吏の増大等）を考慮すべきであろうか。

東国の国介にかぎって、この事情を続日本紀に求めれば、天平宝字年間に実態は変わっている。「続日本紀」の記録に限れば、相摸国は先述のように天平宝字五年（七六一）一月であるが、東国で最初に国介が記録されたのは、天平宝字三年（七五九）七月で武蔵国（三嶋蘆原（従五位下））と上総国（田中多太麻呂（従五位下・員外介）であった。その後、常陸国が天平宝字七年（七六三）一月（佐伯美濃麻呂（従五位上））、上野国が天平宝字八年（七六四）八月（橘綿裳（従五位下。員外介）であったが、同国では、続いて約三年後の神護景雲元年（七六七）七月にも、林雑物が外従五位下で、介として記録された。この員外介から介への交代は、「藤原仲麻呂の変」の収束と関係がありそうである。

この中で、常陸介の佐伯美濃麻呂の位階は従五位上で、大国の国守の位階に相当するが、この人事は、常陸守が、遣唐使大使として渡唐し、帰国できなかった藤原清河だったので、国介が国守の責務を果たさなければならなかったからであろう。このような例は少なくはない。

介位階の昇級の傾向を見ると、天平宝字三年頃から、介が従六位上から外従五



位下以上となり、続日本紀に記録されるようになったことになる。

東国の国介の位階が昇級した時代は天平宝字三年から、同八年にわたっている。東国八か国はほぼ同じ時期に国介の位階が上げられたことになる。中央政界では、藤原仲麻呂が権勢をほしいまにしていた時代であった。

しかし、この傾向は藤原仲麻呂が権力から失墜してからも、元に戻ることはなかったことから、国が発展の一大転機を迎えていたことを示している。

東国八か国には陸奥国が含まれるが、これ以降、陸奥蝦夷対策、越後蝦夷対策が、**中央政府**の大きな課題になっていったことは「続日本紀」の記録から明らかである。そういう意味で、東国の諸国の重要さがますます認識せざるを得なかっただけに、国介の重要さが見な0された時期だったのではないか。

### 国守派遣記録もれの実態

続日本紀第一代相摸守の派遣が、和銅元年の東国の他の国守の一斉派遣よりも三十五年も遅いことは先述した。

その理由は、「続日本紀」の記録もれもあり、「記録もれ」だけではすまされない理由もあるのではないかと考えてきた。

以下にその背景を考察してみたい。

### その一 相摸守派遣の記録もれの現実

正倉院御物の中に、現存する唯一の交易帳として、「天平七年（七三五）閏十一月十日付け」のある「相摸国封戸租交易帳」がある。

相摸国交易帳が、用紙として他用されたために、保存されていたという。この交易帳は、相摸国の郡毎の穀物生産量、皇族あるいは貴族の封戸の数等が記されている。この交易帳の復元、あるいは当時の相摸国の郡毎の農業生産高、等の研究が行われた。

交易帳の本論の研究内容は専門書を参照していただくとして、本著では、「続日本紀」に記録がもれていた国守、それに原則として「続日本紀」に記録されることのなかった国司の署名に注目して、話を進める。

署名がなされていた国司を列記すると以下の通りである。

相摸守・従五位上・勲五等 田口朝臣（著者注、署名なし）

相摸介・正六位上・勲十二等 栗田朝臣堅石（署名あり）

相摸掾・正六位上・勲十二等 酒波人麻呂（署名あり）

相摸大目・正七位上 田辺史廣島（署名あり）

相摸少目・正八位下 伊大吉（署名あり）三田次（奉獻者）

史生・大初位上・王善徳（著者注・報告者）

注)「署名あり」と言え、名のみ自筆である。

相摸守としての田口朝臣のみ、「名」が署名されていない。

まず一族の記録を調べると、和銅元年(七〇八)三月に従五位上で「上野守」に任じられた田口益人がいる。田口益人が上野守として赴任する途中で駿河の浄見崎と田児の浦で詠んだ歌(卷三・二九六と二九七番)が万葉集にある。靈龜元年(七一五)四月に正五位上まで昇進している。最終官位、死亡年は不明である。翌年(和銅二年)の十一月に平群安麻呂(従五位下)、更に和銅七年十月に大宅大國(従五位下)が派遣されているので、田口益人の上野守の任期は一年八か月間であった。正五位上まで昇進しているので、上野守辞任以降も活躍していたはずであるが、実情は不明である。このことから、相摸守になった田口朝臣は、上野守になった田口益人の同門の人物であるが、親族であろう(息子?)。

天平七年(七三三)で、従五位上の位階を有する田口朝臣家の人物としては「続日本紀」の記録を前提にすれば、「田口家主」がいる。

神龜三年(七二六)一月に従五位下に叙位され、天平元年(七二九)八月に従五位上に叙位されているので、天平七年の従五位上は確かである。もう一人、田口年足がいるが、神龜五年(七二八)五月に外従五位下に叙位され、天平四年(七三二)九月に越中守(外従五位下)に任じられている。しかし、年足は天平七年で従五位上の位階に昇進していたとは考えられない。「続日本紀」に限れば、天平七年に相摸守に任じられたのは田口家主の可能性は高いことになる。こうして考えると田口朝臣家は東國、あるいは北陸地方の國守に任じられた家系であったことから、可能性は高まる。

そこで、署名がなされていない背景を考察しておく。

まず考えられるのは、国史(続日本紀)の「記録もれ」である。

天平七年には、続日本紀に記録されなかった田口朝臣が相摸守として派遣されているのではないかという主張がなされるが、ちよつと待つてほしい。「相摸國封戸租交易帳」には田口朝臣が署名できるように報告書は出来上がっていた。そうであれば國守の署名は欠かせざることであった。出張等で署名できなかったという理由は考えにくい。しかも名前が記されていない。そこで考えられるのが、田口朝臣の相摸守は内示であつて、決定されていたわけではなかったということである。このことは、大伴家のことで、万葉集にいくつかの事例がある。後にまとめる。

相摸介以下は、続日本紀に記録されることはなかったし、介以下の官人が中央から派遣されていることを否定する情報はない。

従つて、天平七年の相摸介以下の記録は、国史を補完する情報であることは確

かなことであろう。「相摸国封戸租交易帳」の話に戻る。

相摸介の位階は正六位上であるが、大宝律令での相当位階の従六位上よりも上位である。この差は問題にすべきでないと思えるが、「掾」まで正六位上であるのは、相摸国の特異性あるいは時代的背景を考慮すべきであろうか。

その相摸介の栗田（朝臣）堅石の詳細は不明であるが、栗田朝臣家は、遣唐使の押領使を務めた栗田真人がいる外交に強い名門であるが、国守として栗田人上が武蔵守として、天平十年（七三八）六月に従四位下で亡くなったことが「続日本紀」に記録されている。位階が従四位下であるから、現地に赴任していない可能性もあるが、記録が非常に少ないので、「人上」がいつ武蔵守に任じられた不明であるが、天平七年には、武蔵守であった可能性は高い。

栗田堅石が相摸介の頃に、武蔵守に任じられていた可能性はある。

相摸介の栗田堅石も、武蔵守・栗田人上の同門、親族の可能性が高いので、武蔵守の栗田人上の推薦で、堅石が相摸介に任じられた可能性さえありそうである。

後述するが、天平七年から二十九年後の天平宝字八年（七六四）一月に栗田（朝臣）人成が「続日本紀の第六代相摸守（従五位上）」に任じられたが、「堅石」の名改め、「人成」が想定できれば、武蔵守・栗田人上と親族関係が想定できる。名前の類似性、この場合には「人上」と「人成」の名が親子関係さえ示しているのではないかと想像する。奈良時代に昇進と共に、改名するケースが多かったことは留意すべきである。

この「相摸国封戸租交易帳」は「**朝集使**」の派遣と密接に関係している。相摸国の朝集使が、中央官庁（民部省、あるいは）に提出した報告書だからだ。そういう意味で、「続日本紀」に、そのものずばりの関連記事が記録されている。

「続日本紀」の天平七年閏十一月（著者注：「相摸国封戸租交易帳」年月と同じ）に「天皇（聖武天皇）は朝廷に臨御し、諸国の**朝集使**たちを召された。中納言・多治比真人県守が、天皇の勅を告げて次のようにいった。『朕は卿らを選んで国司に任じたが、法律を遵守しているものは僅か一、二人しかいない。しかもあるものは虚偽の事蹟を以て名声を求めようとし、ある者は公務を顧みず私利を追求している。そのため、この年ごろ、国内は疲弊し人民は困窮している。道理としてこのようなことがあってはならない。今後、公務に精励して、法を遵奉する者は褒賞し、怠りなまけて実績の上げられない者は、降格したり解任する。この意図をよく理解して各自努力せよ。』」（宇治谷孟著・全現代語訳「続日本紀」の文を採用）。

天平七年は非常に凶作であり、全国的に疫病が蔓延し始めた時期で、天皇の怒りが爆発したとさえ言える。全国から集められた**朝集使**たちは、この天皇の言葉聞いて、縮あがったであろう。



この中に、田口相摸守（名は家主）がいたと想定される。なぜなら、前述した「相摸国封戸租交易帳」に相摸守としての署名がないからでもある。相摸国にいなかったからと想定されるが、まさしく聖武天皇が召集された「朝集使」会合に出席していたと想定される。

貴重な資料となった「相摸国封戸租交易帳」の記録が「続日本紀」の記録と密接に関係があることも興味深い。

「相摸国封戸租交易帳」の発見によつて、「続日本紀」の記事の内容の真実が明らかにされたことの意義は大きい。

しかし、この一例をもつて、和銅元年から三十五年間、相摸守派遣の記録が見当たらないのは、「記事もれ」だけで説明するのは時期尚早である。なぜなら、田口朝臣は、相摸守の内定を受けたが、何かの理由で正式に任官されなかったと考えることである。

その理由は病氣のこともあろうが、天平七年の国司に対する聖武天皇の聖武天皇の怒りは無視できない。不満であり、怒りである。天候異変、疫病蔓延に対して、国司がなすすべなく、放置していることに怒りを発せられた続日本紀の記録（前述）に留意する。田口朝臣は正式に相摸守に任じられることはなかったのだ。

もし、この田口朝臣の相摸守任官が否定されれば、続日本紀の相摸守に関する「記録もれ」を普遍化できないことになる。記録されない理由があったということになる。

「相摸国封戸租交易帳」が、和銅元年からの相摸国守派遣の記録がないことを「続日本紀」の「記録もれ」と断定するのは、可能性を封じることになる。

「相摸国封戸租交易帳」に記載された国司は、武蔵国守あるいは上野国守との関係で、考察する必要がある。後述する。

#### 続日本紀の記録もれの事例

その一つは、大伴宿奈麻呂の例である。神亀元年に従四位下に叙位されたが、それ以降彼の記録は続日本紀から消える。しかし、万葉集（巻四・七五九）では右大弁として紹介されている。この背景は、従四位下叙位からまもなく右大弁に内定を受けたが、病床につき、そのまま再起することなく亡くなったと推定されることである。

つまり、大伴家には遺伝的疾患があったことや、従四位下叙位後に記録が消え、卒伝もない（ないことは多いが・・・）ことから病気が長引き、そのまま再起すること亡くなったと想定している。もう一人は大伴家持で、「橘奈良麻呂の乱」の時、続日本紀によれば、彼は兵部大輔に任じられていたが、「乱」平定直後に万葉集では「右中弁」として紹介されている。続日本紀には記録されていない

官位である。そして彼は、その二年後に因幡守に任じられ、万葉集における歌の収録は幕を閉じることになる。大伴家持が正式に「右中弁」に任じられたのか、それとも「橘奈良麻呂の乱」で微妙な立場に立っていた大伴家持が「兵部大輔」を外されて、上位ながら太政官の弁官に任じられたとも考えられ、叙任が正式に発令されていなかった可能性を他著で指摘した。

もう一つは、大伴家持の父の大伴旅人の大宰帥の叙任のことである。続日本紀では、まったくその記録はないが、万葉集第五卷には詳細に記録がなされている。この違いは「左遷」という切口ではなく、「大伴旅人体調不良説」を展開し、聖武天皇の計らいで、密かに（国史に記録しないで・・・という意味）任じられていたと想定した。その最大の根拠は、大伴旅人は大宰帥から大納言に任じられて、平城京に帰任したからである。

相摸守の記録が抜けたところは、木簡等の発見によって今後とも記録が補充されることを期待すべきであり、遺跡発掘からは、この長期の相摸国の「国守派遣の記録もれ」の実態を明らかにすることはできないのであろうか。以下に「続日本紀」に記録された相摸守と相摸介を紹介する。

十四代からなる歴代相摸守と十一代からなる相模介

（注…カッコ内は位階を示す。「代」は続日本紀の記録における順位）

一 天平十五年（七四三）六月

第一代相摸守 秦井出乙麻呂（外従五位下）

二 天平十九年（七四七）四月

第二代相摸守 葛井（連）諸会（外従五位下）

三 天平勝宝四年（七五二）十一月

第三代相摸守 藤原（朝臣）宿奈麻呂（従五位下）

四 天平宝字元年（七五七）六月

第四代相摸守 石上（朝臣）宅嗣（従五位上）

五 天平宝字五年（七六一）

一月 続日本紀初代相摸介 御杖（連）祖足（外従五位下）

五月 第五代相摸守 紀（朝臣）伊保（従五位上）

六 天平宝字八年（七六四）一月

第六代相摸守 栗田（朝臣）人成（従五位上）

七 天平宝字八年（七六四）十月

第七代相摸守（兼） 牡鹿（宿禰）嶋足（授刀少将・従四位下）

相摸介 文室（真人）水通（従五位下）

宝龜元年（七七〇）十月

相模介 佐太（忌寸）味村（外従五位下）

八 宝龜五年（七七四）三月

第八代相摸守 大伴（宿禰）家持（従四位下）

宝龜九年（七七八）二月

相模介 紀（朝臣）乙麻呂（従五位下）

九 宝龜十年（七七九）二月

第九代相摸守（兼）紀（朝臣）乙麻呂（左衛士員外佐・従五位下）

十 宝龜十一年（七八〇）

二月 相模介（兼）吉田（連）斐太麻呂（内薬正・侍医・  
従五位下）

三月 第十代相摸守 藤原（朝臣）長川（従五位下）

延暦元年（七八二）閏一月

相模介 安倍（朝臣）木屋麻呂（従五位下）

延暦二年（七八三）二月

相模介 文室（真人）与企（従五位上）

十一 延暦三年（七八四）三月

第十一代相摸守 文室（真人）与企（従五位上）

相模介（兼）佐伯（宿禰）老（近衛将監・従五位下）

（佐伯老は延暦四年（七八五）一月に従五位下・相摸介の  
まま、近衛少将で転出。）

十二 延暦六年（七八七）二月

第十二代相摸守（兼）佐伯（宿禰）老

（少納言・近衛少将・従五位上）

相摸介 紀（朝臣）真人（従五位下）

十三 延暦七年（七八八）二月

第十三代相摸守 紀（朝臣）真人（従五位下）

相摸介 藤原（朝臣）縵麻呂（従五位下）

十四 延暦十年（七九一）一月

第十四代相摸守 藤原（朝臣）縵麻呂（従五位下）

相摸介 吉備（朝臣）与智麻呂（従五位下）

以上

以上総括すると、確認できた相摸守と相摸介はそれぞれ十四人と十一人となる。続日本紀第四代相摸守（石上宅嗣）までは相摸介の位階が従五位下（あるいは外従五位下）以下だったので、「介」の叙任は記録されていないことになる。

中央政府の政情によってか、相摸守と相摸介の叙任は一貫していないが、続日本紀第五代相摸守（紀伊保）以降は守・介（外）従五位下の体制が整ったようだ。そして続日本紀第十代相摸守（藤原長川）以降、相摸介が次代の相摸守に任じられる慣習が出来上がったと考えられる。

これから、これらの相摸守や相摸介の経歴を追いながら、相摸国と中央政府の関係、あるいは相摸国の国情を調べていく。

それに、一部の相摸守と万葉集の関係を明らかにしたので、そのことも重視してまとめ、「相摸守と万葉集との関係」を副題とした。

## 各論 相摸守と相摸介

### 続日本紀の第一代・相摸守の秦井手乙麻呂

「続日本紀」によれば**秦井手乙麻呂**（はたいでのおとまる）は、天平十五年（七四三）五月に正六位上から外従五位下に叙位され、翌月に「続日本紀第一代・相摸守」に任じられた。

「秦井手」という「氏」は他に例がなく、まだ「姓（かばね）」が与えられていない。「秦」氏であれば、姓（かばね）は「忌寸」なので、「秦井手」を氏と考えるべきであろう。

歴代の相摸守と相摸介は、「真人」、「朝臣」、「宿禰」「忌寸」の姓を有している

が、第一代の**乙麻呂**のみ「姓」（かばね）を有していない。

**乙麻呂**は「姓」（かばね）を有していないが、位階（外従五位下）があることから、指導的有力者であり、朝廷に仕えていたことが推定される。この時に乙麻呂と同時に、従五位下と外従五位下に叙位された人はそれぞれ五人と七人いるが、**乙麻呂**を除いてすべて、朝臣（あそん）、宿禰（すくね）、忌寸（いみき）の姓を有している。このことから**乙麻呂**は地元、相摸国出身の有力者と推定した。

**乙麻呂**のことは、続日本紀に叙位と、相摸守の叙任の二か所しか記事がないので、相摸守叙任後に「姓」が与えられたかどうかも確認できない。

後述するが、第七代相摸守に叙任された「牡鹿宿禰嶋足」の話は参考になろうか。嶋足は、その卒伝によれば、陸奥国牡鹿郡の出身で、授刀舎人に採用され、その体格と武術に優れたことから、将曹に昇進した時に、出身地の名をとって「牡鹿連」という氏姓を与えられた。更に、「藤原仲麻呂の乱」の平定に功績があり、「牡鹿宿禰」と称されるようになった。「乱」平定から間もなく相摸守に叙任されたが、その時は「牡鹿宿禰嶋足」と称されていた。

**秦井手乙麻呂**の名は、「牡鹿宿禰嶋足」の例からすれば、丸子嶋足に相当する名であろうと想定する。

**乙麻呂**の相摸守の叙任の話に戻る。

天平七年（七三五）閏十一月に田口朝臣が従五位上として相摸守であったであろうことが「相摸国封戸交易帳」で明らかになったが、「続日本紀」はそのことを記録せず、天平十五年になってから、国司に関して記録をこまめに残すようになった。天平七年から天平十五年の八年間は平城京は災難に見舞われた。国難とも言える凶作、疫病の流行、反乱に見舞われ、地方の記事が見落とされがちだったと考えることは可能かもしれない。

この間に、国分寺・尼寺の建設、瑠遮那仏の造立、恭仁京遷都が実施され、皇室、中央政界が一段落したと思われる天平十五年になって **乙麻呂**が相摸守に任じられたと考えることは可能である。

地元の有力者として、「**秦井出乙麻呂**」が相摸守として中央政府から派遣されたと考えることは可能であろう。天平九年の平城京における有力官人が、疫病で、病死したことや、国策の遂行のため、官人が派遣できなかったということさえ考えられる。

天平十五年に注目すると、中央政界では、聖武天皇が新都として建設した恭仁京での朝賀が二年目を迎え、遷都が進行していた。

天平十三年三月に国分寺・国分尼寺の建立の詔が全国に発せられ、天平十五年十月には盧舎那仏造営の詔が出され、聖武天皇の強烈な願いである仏教鎮護国家建設が同時並行的に進められていた。ところが、中央での財政難のために、紫香樂京、恭仁京の建設は中止され、すでに建設されていた難波京への一時的



遷都宣言がなされたものの、結局は元の平城京に都を戻さざるを得なくなり、中央政界は混乱のただ中であつた。「盧舎那仏」造営は、当初、紫香樂京で開始されたが、結果的には平城京で行われることになった。それでも、この事業は完遂した。現在、再建されているが、私たちが見学できるように、平城京の外京であつたところに、東大寺大仏は建立されている。

しかし、国分寺・国分尼寺の大業は今日では遺跡にしか知ることはできない。

## 第二代・相模守の葛井（連）諸会

次に相模守に任じられたのは葛井（連）諸会（ふじいの（むらじ）もろあい）であつた。辞令は秦井手乙麻呂叙任から四年後の天平十九年（七四七）四月であつた。正常な交代期である。

諸会の姓は「連（むらじ）」で、この時、外従五位下であつた。

葛井連家は外来系の家系で、同族の一人、葛井広成の生涯から想定すれば、養老四年（七二〇）五月に「白猪史」から「葛井連」の氏姓を賜っている。広成は名門の県犬養（宿禰）八重と結婚しており、聖武天皇が広成宅に行幸されている（天平二十年（七四八）八月）。懐風藻に二首の漢詩、万葉集に三首の歌が収録された文化人であつた。同門の葛井大成と葛井老は共に三首の歌が万葉集に収録されている。

超エリート官僚とは言えないが、朝廷の重臣に知られた教養ある有能な官人であつた。

続日本紀によれば、天平七年（七三五）九月に太政官の大史（正六位下）であつた時に、美作守の阿倍帯麻呂（従五位下）らが、故意に四人を殺すという事件が発生した。殺された一族が太政官に訴え、事件が明るみになった。右大弁・大伴道代（正四位下）以下、諸会を含む六人が、この訴状を放置したことにより断罪された。ところが、聖武天皇の詔があつて、罪が許され、事件が収まつたことが記されている。この事件から推定すれば、諸会は、失政を咎められているが、個人的には太政官における有能な官吏であつたことになる。この事件から十年後に正六位上から外従五位下に任じられた。この十年間で位階は二階級昇進したことになる。

ところで、諸会も葛井連家の出身だけに文化人であつた。自作の歌（巻十七・三九二五）が万葉集に収録されている。

万葉集によれば、天平十八年（七四六）正月の大雪の日に、左大臣の橘諸兄、大納言の藤原豊成、中納言の巨勢奈豆麻呂（前述）や参議・民部卿の藤原仲麻呂ら、太政官に所属する総勢二十二名が元正太上天皇を御在所（中宮西院）に尋ねた。表向きは雪掻きということになっているが、特別な意味を込めた、太上天皇への新年の挨拶ということであろう。

雪掻きが終わると、肆宴（とよのあかり）が催され、歌を詠むように要請された。一人を除く皆が歌を詠んだはずだが、万葉集に収録されたのは、橘諸兄、紀男楫（きのおかし）、**諸会**それに大伴家持の四人の歌だけであった。一行の歌がわずかに四首に絞られたのは大伴家持の選別を受けたからである。それにもう一人、別の目的で訪ねていた紀清人（**武藏守赴任**）の挨拶。すなわち紀清人は元正天皇時代から古事記・日本書紀の完成に寄与し、完成後も進講を通して天皇に信頼されていたと想定）が一首の歌を詠んだ。

左大臣・橘諸兄の次に紀清人、それから紀男楫、**諸会**、そして大伴家持の歌と続いている。**諸会**の歌を掲げる。

ふぢいのむらじもろあひ  
葛井連諸会の詔に応へたる歌一首

▼新しき年のはじめに豊の年しるすとならし雪の降れるは

葛井連諸會、應詔歌一首

▽新年乃婆自米爾 豊乃登之 思流須登奈良思 雪能敷礼流波

この歌は「新しく来た年の初めに、豊作の年の兆しを見せるらしい。雪が降りつめるのは。」と解釈されている。

大雪を豊作の吉兆として、新年の希望を詠んでいる。

この歌は大伴家持の選別を受けたことは先述したが、大伴家持自身が終世忘れられなかった歌だったと考えられる。

すなわち万葉集には「新しき年・・・」と詠む歌は、この歌以外に三首しかなく、その一首は道祖王（ふなどのおおきみ）の歌（巻十九・四二八四）である。道祖王は新田部親王の子で、聖武太上天皇の遺詔の皇太子に認められたが、孝謙天皇によって、太上天皇の葬儀中に淫らな行為を咎められ、皇太子を廃せられた。そのことが原因になって天平宝字元年八月に「橘奈良麻呂の乱」が発生するが、この歌は天平勝宝四年正月四日に石上宅嗣（治部少輔、著者注・第四代相摸守）宅の宴で道祖王が詠んだ歌で、万葉集で王の唯一の歌である。

一方、二首が大伴家持の歌で、一首は天平勝宝三年の越中守最後の正月に大伴家持が詠んだ歌（巻十九・四二二九）である。もう一首が同じような歌で、万葉集の最後の歌となるが、大伴家持が因幡守として因幡国庁で初めて迎えた正月に詠んだ歌（**巻二十・四五二六**）である。万葉集最後の歌となった。この歌のみ以下に掲げる。

三年の春正月一日に、いなばのくに ちやう因幡国の庁にして、あへ くにのこほり饗を国郡の司等に賜へる宴の歌一首

▼新しき年の始の初春の今日降る雪のいや重け吉事あらた はじめ はつはる よこと

右の一首は、守大伴宿禰家持作れり。

三年春正月一日、於因幡國廳、賜饗國郡司等之宴詞一首

▽新年乃始乃 波都波流能 家布敷流由伎能 伊夜之家餘其騰 右一首、  
守大伴宿祢家持作之。

この年、天平宝字三年（七五九）の元旦が春分の日だったと解説され、月日の意味の重要さも加味されているが、正月に降る雪が「重なる良き兆し」であることを詠んでいることは諸会の歌と共通している。

大伴家持は、太政官の重臣たちに従って、元正太上天皇の御在所に新年の挨拶のため参内してから半年後に、越中守に赴任することになったことをあつて、この正月は忘れられない思い出になっていたはずである。重複するが一行とは別に元正太上天皇を訪問していた紀清人は四か月後に武蔵守に赴任することになる。

諸会もまたこの元正太上天皇の御在所の雪搔きの時から約一年後の天平十九年（七四七）四月に、本著の主題である相模守に任じられた。エリート官僚とまでは言えないが、太政官の重臣の期待を担って相模守に任じられたと想定できる。

この「新年の挨拶」は年賀の挨拶と同時に、昇進、人事異動に対する感謝を伝えることが目的だったのではないだろうか。

紀清人の場合には、武蔵守赴任のためのお別れの挨拶であったと想定する。

### 第三代・相模守の藤原（朝臣）宿奈麻呂

続日本紀に記された三代目の相模守がもつとも注目すべき人物である。この藤原（朝臣）宿奈麻呂（ふじわらの（あそん）すくなまろ）こそ、エリート中のエリートの相模守である。天平勝宝四年（七五二）十一月に第三代相模守に任じられた。この年は四月に、東大寺が完成し、盧舎那仏の開眼供養が大々的に行われた記念すべき年であった。称徳天皇に譲位されていた聖武太上天皇も念願が叶えられ晴れ晴れした気持ちで、二人揃って開眼供養に参列されたことであろう。大伴家持が越中守の任を終えて越中国から帰京して一年目のことであった。

しかし、この時、宿奈麻呂は逆境の中にあった。この年から十二年前になるが、天平十二年（七四〇）九月に彼の兄の藤原広嗣（大宰少貳・従五位下）が筑紫で反乱を起こし、宿奈麻呂自身も責任を問われ、伊豆に配流になった。このことは彼の墓伝の中に記されている。天平十二年末から天平十四年まで伊豆で流罪生活を過ごした。そのために大伴家持よりも二歳年長にも拘わらず、従五位

下と従五位上のそれぞれの叙位年は大伴家持よりも遅くなっていた。**宿奈麻呂**が相模守に任じられた時には、大伴家持の方が位階は上であった。

**宿奈麻呂**は一見万葉集と関係なさそうであるが、自著（「万葉集最終編纂」）に大伴家持の万葉集最終編纂を献身的に支援した中心人物として紹介している。「歴代相模守と万葉集の関係」を副題にしているのは、第二代相模守の葛井諸会（前述）と第八代相模守の大伴家持（後述）の関係もあるが、この副題の最大の関係者が**宿奈麻呂**であることによる。

系譜から言えば、彼は藤原不比等（ふじわらのふひと）の四人の子たちの中で三男である藤原宇合（ふじわらのうまあい）の次男である。藤原不比等の孫にあたり、名門中の名門の御曹司と尊敬されるべきであったが、相模守の時は、彼の立場は微妙であった。

ところが後年、相模守叙任から十八年後の宝亀元年（七七〇）九月、称徳天皇の崩御（同八月四日）の翌月に彼は従三位で式部卿・兼造法華寺長官に任じられ、その翌月になるが、光仁天皇が即位されると、正三位に叙位され、「**宿奈麻呂**」から「**良継**（よしつぐ）」へと改名を許されている。光仁天皇の即位に**宿奈麻呂**が貢献したからである。

そして翌年の宝亀二年（七七一）三月に内臣（令外官）に任じられ、それから従二位、内大臣に任じられた。その間、彼は光仁天皇に最も信頼された重臣になったが、宝亀八年（七七七）九月十八日に内大臣・従二位・勲四等で亡くなった。享年六十二歳であったと記されている。若いだけに大伴家持たちはその死を惜しんだはずである。

天智天皇の時代、曾祖父の藤原鎌足が内大臣に任じられたように、**良継**（宿奈麻呂）もまた内大臣として光仁天皇に仕え、重用された。

政治的手腕は言うまでもないが、彼の二人の娘が、皇室に嫁いだことは重要なことであった。二人の娘とは、**藤原乙牟漏（おとむろ）**と**藤原諸姉（もろえ）**である。

**乙牟漏**は、桓武天皇が皇子の時代に妃となり、即位されると皇后になった（延暦二年（七八三）四月）。惜しいかな、**乙牟漏**は天皇即位から九年目の延暦九年（七九〇）閏三月十日に亡くなった。その薨伝には、「阿倍古美奈が母であり、安殿親王（平城天皇）、加美能親王（嵯峨天皇）と高志内親王を生まれ、そして三十一歳で亡くなった」ことが記されている。

**良継**（宿奈麻呂）は桓武天皇の時代には亡くなっていたので、娘が桓武天皇の皇后になったことは知らない。**良継**（宿奈麻呂）への光仁天皇、山部皇太子（桓武天皇）の信頼は絶対といっても過言ではないのは、**乙牟漏**の存在もあった。

**良継**（宿奈麻呂）と**乙牟漏**の享年から逆算すると、**乙牟漏**は、父が四十五歳の天平宝字四年（七六〇）に生まれたことになる。高齡の時に生まれた娘ということになる。姉の**諸姉**との関係を明らかにするのに留意しなければならない。

一方、もう一人の娘の**諸姉**は延暦五年（七八六）六月二十九日に亡くなった。その薨伝に「最終官位は尚縫（ぬいのかみ）後宮の縫司の長官）・従三位で、藤原良継の娘で、



贈右大臣藤原百川に嫁いで、旅子という娘を生んだ。」ことが記されている。享年は記されていない。

ところが、彼女の娘の**藤原旅子**は延暦七年(七八八)五月四日に亡くなっているが、その薨伝には、「延暦の初年に後宮に入り、延暦五年に夫人になり、大伴親王(淳和天皇)を生んだ。」と記され、享年は三十歳であったことが記されている。二人の娘は三人の天皇の母となったのである。

**藤原旅子**の場合、逆算すると、天平宝字三年(七五九)に生まれたことになり、**旅子**は**乙牟漏**より一歳年長であることになる。

**旅子**にとつて**乙牟漏**は叔母に当たり、その二人がほぼ同年齢であるということは、旅子の母の**諸姉**と**乙牟漏**は姉妹といつても二人の年齢差は約二十歳?も離れていることになる。

くどい説明をしようとしているが、要するに**宿奈麻呂**は再婚し、諸姉は先妻との子で、**乙牟漏**は後妻(阿倍古美奈)の子で、年齢も約二十歳?ほど異なる異母姉妹であることを明らかにしたいのである。

後に**宿奈麻呂**の先妻は誰かに言及するが、まず**旅子**の父の藤原百川を紹介する。彼は宝龜十年(七七九)七月九日に、参議・中衛大将・兼式部卿(従三位)で亡くなった。その薨伝には、藤原宇合の第八子と記されているので、**藤原宿奈麻呂**(良継)(次男)とは異母兄弟ということになる。光仁天皇の信任が厚かったこと、四十八歳で亡くなったことも記されている。しかし、諸姉と結婚していたことやその娘の**旅子**のことは一切記録されていないが、その娘の**旅子**の薨伝から明らかになる。

**旅子**と藤原百川の享年から逆算すると、**旅子**が誕生したのは藤原百川が二十八歳の時ということになる。続日本紀の享年の記録からは常識的な推定が導き出される。

### 藤原諸姉の年齢考

**旅子**の母の**藤原諸姉**は宿奈麻呂の先妻の子の可能性がある。その可能性を調べるために彼女の年齢の推定は不可欠である。

彼女の夫である藤原百川との年齢差から推定する方法しかない。

仮に年齢差を三歳「平均差」+三歳(範囲)と考えてみよう。平均三歳の差で、最大六歳の年齢差も想定して、**諸姉**の合理的な年齢を推定してみる。

夫の藤原百川との年齢差を三歳(平均差)とすれば、**諸姉**は二十五歳(平均差)で、藤原旅子を生んだことになる(藤原百川が二十八歳の時に**旅子**が産まれていることから(前述))。そうすれば**諸姉**は天平七年(七三五)に生まれたことになる。範囲を考慮すれば、**諸姉**の誕生は天平四年から同十年の間と推定できる。**諸姉**が誕生したと推定される年の**宿奈麻呂**の年齢は二十歳(平均)で、年齢範囲からすれば十七歳から二十三歳と逆算できる。推定に決定的矛盾はない。

**諸姉**は**宿奈麻呂**の先妻の子と考えることは可能である。

ところが、万葉集に**宿奈麻呂**の先妻であり、**諸姉**の母と想定される石川女郎の歌(巻二十・四四九一番)が収録されている。先妻がいたことは確かである。この石川女郎が**諸姉**の母なのか考察する。まずこの歌を掲げる。

▼大きな海の水底深く思ひつつ裳引きならしし菅原の里  
みなぞこ もび すかはら

右の一首は、藤原宿奈麿朝臣が妻石川女郎の、ふじはらのすくなまろ あそみ愛薄らぎ離別せられ、悲しび

恨みて作れる歌なり。年月いまだ詳つはひらかならず。

▽於保吉宇美能 美奈曾己布可久 於毛比都々 毛婢伎奈良之思 須我波良能 佐刀

右一首、藤原宿奈麿朝臣之妻石川女郎、薄愛離別、悲恨作歌也。年月未詳。

この歌は「大海の水底のように心深く思慕しつつ、裳裾を引いて地を平らにした、菅原の里よ。」と解釈されている。

この歌で、石川女郎は、まだ**宿奈麻呂**を愛しているのだ。石川女郎の里、「菅原の里」で、「なぜ、別れなければならぬの？」とつぶやき続け、離別されたことを恨んでいる。

**宿奈麻呂**は兄の反乱の罪を負わされて伊豆に配流になることになり、石川女郎を離別したのだ。左注には「愛薄らぎ・・」とあるが、それは表向きで、妻に類が及ぶのを避けるためと考えている(後述する)。

石川女郎自身は共に配流になる、あるいは入京の日を待つとの覚悟があったと思われる。推定によれば、**諸姉**が生まれていたのだから、なおさらであつたろう。

この歌は万葉集において天平宝字二年(七五八)頃の歌の後に配列されているが、左注にあるように、この歌が詠まれた時期は不詳とされている。詠まれた時期を推定することを避けたと考えることは可能である。宿奈麻呂の哀しい過去を探ることになるのだから。

天平宝字三年(七五九)正月には、万葉集の歌の収録は終了するのだが、そんな時期に、大伴家持はこの歌を入手したことになる。誰からと問われれば、**宿奈麻呂**からであろう。しかし石川女郎の石川朝臣家は、大伴家持の叔母・大伴坂上郎女の母の「石川女郎」と同門であるだけに、「石川女郎」を経由して入手された可能性も否定できない。ただ、天平宝字二年頃にこの歌が入手されたと考えざるを得ないならば、**宿奈麻呂**が直接に大伴家持に手渡した可能性は高くなる。彼もまた石川女郎を忘れられなかつたのだ。実の娘がいるのだから・・。

石川女郎が**宿奈麻呂**の先妻であり、彼が伊豆に配流になった時に離別したと想定して推論を進めていく。



彼の兄の「藤原広嗣の反乱」は天平十二年(七四〇)九月に発生した。数か月で鎮圧されたので、**宿奈麻呂**が伊豆に配流された時期は、天平十二年末から同十三年初期と想定できる。そうであれば、離別したのも同時期になる。天平十三年を基準に考えれば、**諸姉**は七歳(平均)であり、範囲を考慮しても四歳から十歳の頃に父と母は離別したことになる。

天平十三年(「藤原広嗣の反乱」の翌年)とすれば、石川女郎は七歳(平均)の娘(**諸姉**と想定)を抱え、二十六歳の**宿奈麻呂**と離婚したことになる。そうだとすれば、石川女郎の年齢はこの年、二十歳代の前半から半ばと想定できる。

**諸姉**は母に引き取られ、石川家で育てられたと想定する。名門中の名門出身の**宿奈麻呂**の妻となった石川女郎の実家、石川朝臣家もまた名門であり、母子を養育するのに何の問題もなかったからだ。

そして**諸姉**は**宿奈麻呂**の異母兄弟、藤原宇合の八男の藤原百川と結婚した。そして藤原百川と**諸姉**の間に**旅子**が誕生したが、天平宝字三年(七五九)だから、藤原百川が二十八歳、**諸姉**が二十五歳(平均差で推定)の時であったことになる。不合理な推論ではない。

二人の結婚は**旅子**の誕生より数年前と想定すれば、天平宝字元年前後ということになる。**旅子**が長子かどうかでも結婚時期の予測は異なるので二人の結婚年齢の推定は言及できない。**宿奈麻呂**と石川女郎が離別してから十八年後に**旅子**が誕生したことになる。**旅子**の誕生の一年後に、**宿奈麻呂**と後妻の阿倍古美奈との間に**乙牟漏**が生まれたことになる。奇縁である。

**諸姉**と藤原百川を結婚させたのは**宿奈麻呂**自身であつたろう。天平宝字元年とは皇位継承をめぐり「橘奈良麻呂の乱」が九月に発生し、政情は激しく変動していたが、「乱」以前の五月に従五位上に昇級し、その六月には相模守から「民部少輔」(民部省第三位官)に任じられ、帰京した時期であつた。この年、**宿奈麻呂**は四十二歳であり、石川女郎は四十歳前後であつたことになる。**諸姉**が結婚した時に石川女郎が生きていたのか亡くなっていたのかを明らかにする情報はないが、**宿奈麻呂**が再婚の決断ができたこと(離別だから生死にかかわらず再婚は当然としても、娘の**諸姉**の結婚時期と極く近い時期であるからそう考えた)、それに**宿奈麻呂**が大切に使っていた石川女郎の歌を大伴家持に手渡したことが、気持ちの整理を付けたと想定し、亡くなっていたと考えるべきであろうか。

### 参考資料その三 「藤原広嗣の反乱」と**宿奈麻呂**の伊豆配流

**宿奈麻呂**が二十五歳の時の天平十二年(七四〇)九月に彼の兄の藤原広嗣が筑紫で反乱を起こした。天変地異が相次ぎ、政情が不安定な上に、養老二年遣唐使一行と渡唐した吉備真備(当時下道朝臣姓)と僧・玄坊が重用されていることに不満を抱いた藤原広嗣が率いた反乱であつた。大規模な反乱であつた。結果的には、数か月で鎮

庄されるが、大宰府が廃止され、聖武天皇の仏教鎮護国家建設の念願であった恭仁京遷都、国分寺・国分尼寺の建設、盧舎那仏造立が加速されることになった。

**宿奈麻呂改名の良継**の薨伝によれば、兄の広嗣の謀反に連座して**宿奈麻呂**は、伊豆に配流になった。この時に、石川女郎を離別したと想定した。類が及ばないための配慮であつたと想定したのは、後に大伴家持たちと藤原仲麻呂の横暴に反抗しようとしたが、事前に謀議が漏れた時も**宿奈麻呂**が一人で全責任を負ったと記されているからだ。

**宿奈麻呂**はそういう人物なのだ。

薨伝によれば、天平十四年には許されて少判事に任じられていることが記されているので、天平十四年前半には入京が許されていたことになる。そして従五位下に叙位されたのは天平十八年(七四六)四月で、三十一歳の時であつた。藤原家は二十五歳前後で従五位下に叙位されるので、**宿奈麻呂**は兄の反乱の連座によつて五、六年、従五位下の叙位が遅れたことになる。

大伴家持は一年前の天平十七年(七四五)一月に、二十八歳の時に従五位下に叙位されている。

#### 参考資料その四 「宿奈麻呂の離婚と再婚」

**宿奈麻呂**には石川女郎という先妻がいたことを想定したが、ここで、**宿奈麻呂**の再婚の話を総括する。

当時の貴族の間で再婚は特異なことではなかった。一方、貴族といえども、複数の妻をもつことが法的に認められていたかは疑問である。平民は律令によつて「重婚」は禁じられ、違法な場合には刑罰を受けた。

まず、国史に現れた有名な再婚の話がある。

美努王に嫁ぎ橘諸兄(左大臣まで昇進)らの母となつた縣犬養(宿禰)三千代(あがたいぬかいの(すくね)みちよ)が藤原不比等と再婚して生まれた光明子が聖武天皇の光明皇后となられたことは有名な話である。

続日本紀によれば、**宿奈麻呂**には後年に、**阿倍(朝臣)古美奈**(あべの(あそん)こみな)という妻がいた。万葉集の情報を考慮して再婚したと想定する。

**阿倍古美奈**は延暦三年(七八四)十月二十八日に、尚蔵(くらかみ)兼内侍(ないしのかみ)・従三位で亡くなっているが、その薨伝に、**藤原良継**(宿奈麻呂)に嫁いたことが記されている。

**子美奈**は宝龜六年(七七五)八月に正五位上から従四位下に叙位された。この時、**子美奈**は**宿奈麻呂**と結婚しているので、妻であり、内命婦(宮廷に仕える女官)であつたことになる。**宿奈麻呂**の死後、従三位まで昇級した。

二人が再婚した時期は、**乙牟漏**が生まれた天平宝字四年(七六〇)をから考慮して、その年より以前ということになる。

**宿奈麻呂**の経歴から判断すれば、相模守の三年半の任を終えて帰京した天平宝字元

年(七五七)から、従五位上に昇級し、その年の六月に民部少輔に叙任されてから、次に右中弁に叙任された天平宝字三年(七五九)十一月までの期間と想定するのが合理的か。

乙牟漏と旅子は一年違いで誕生しているので、宿奈麻呂が子美奈と結婚した時期と諸姉を藤原百川に嫁がせた時期の間には大差はないことになる。

### 相模守としての実績の一つ「相模国の防人の歌の収集」

宿奈麻呂が相模守に任じられてから、約二年後の天平勝宝六年(七五四)四月に兵部少輔に任じられた大伴家持が企画したであろう「東国の防人の歌収集」を、相模守として宿奈麻呂は手伝った。

万葉集の記録によれば、天平勝宝七年(七五五)二月であった。注目するのは、この時期、大伴家持は従五位上に昇級していたが、宿奈麻呂はいまだ従五位下であったことだ。相模守の時は、彼はまだ配流という連座の影響をもろに受けていたことになるが、誠実に協力したことが想定できる。相模国から収集された万葉集の歌を以下に掲げる。

### ☆巻二十・四三二八

▼大君の命畏み磯に触り海原渡る父母を置きて  
おほきみ みことかしこ ふ うのはら

右の一首は、助丁丈部造人麿  
すけのよぼろはせつかべのみやつこのひしまろ

▽於保吉美能 美許等可之古美 伊蘇尔布理 宇乃波良和多流 知々波々乎於伎豆

右一首、助丁丈部造人麿

### ☆巻二十・四三二九

▼八十国は難波に集ひ舟飾あがせむ日ろを見も人もがも  
やそくに なには つど ふなかざり

右の一首は、足下郡の上丁丹比部国人  
あしがらのしものこほり かみつよぼろたちひべのくにひと

▽夜蘇尔波 那尔波尔都度比 布奈可射里 安我世武比吕乎 美毛比等母我毛

右一首、足下郡上丁丹比部國人

### ☆巻二十・四三三〇

難波津に装ひ装ひて今日の日や出でて罷らむ見る母なしに  
なにはつ よそ けふ まか

右の一首は、鎌倉郡の上丁丸子連多磨  
かまくらのこほり かみつよぼろまるこむらじおほまろ

▽奈尔波都尔 余曾比余曾比豆 氣布能比夜 伊田弓麻可良武 美流波々奈之  
る

右一首、鎌倉郡上丁丸子連多磨

二月七日に、相模国の防人部領使 守従五位下藤原朝臣宿奈磨の進れる歌の数は八首  
さかみのくに さきもりことりづかひ かみ ふちはらのあそみすくなまろ たてまつ

ただ拙劣き歌五首は取り載せず。  
つたな

二月七日 相模國防人部領使 守従五位下藤原朝臣宿奈磨進歌八首 但拙劣歌五首者不取載之。

これらの歌の中で、まず注目するのが第三首目の歌の左注である。「相模国の防人部領使 守従五位下藤原朝臣宿奈磨（磨はこのみでその他はすべて麻呂と記す）の名で、続日本紀の記録と対応している。二月七日とは天平勝宝七年の二月七日のことであり、相模守の辞令が出て、二年三か月後のことであった。

左注の「防人部領使」というのは、自国の民を防人として京を経由して大宰府に送る職務を担当する人だが、国守が担当するのが原則だったらしい。宿奈麻呂は八首の歌を送ったが三首のみが万葉集に収録されたことになる。

東歌の特集となっている万葉集の第十四巻を概説すると、第十四巻には総計二百三十首の歌が収録されているが、国が判別できる歌が九十首ある。東国として遠江国、駿河国、伊豆国、信濃国を含めて十二か国になる。

収録された歌の数の多い順に五か国を列举すると、上野国、相模国、常陸国、武蔵国、駿河国でそれぞれ二十五首、十五首、十二首、九首、六首である。相模国の歌が多いことに注目する。ところが天平勝宝七年（七五五）二月に兵部少輔の相伴家持の主導の下に行われた防人歌の収集では、送付歌総数百六十二首のうち、九十五首が採用された。採用された歌の数で比較すると、駿河国と上総国の十三首が最高で、次に多いのが武蔵国の十二首であり、一方少ない方は、三首の相模国と信濃国で、次の四首の上野国である。奇妙な符号と思うのは、第十四巻の収録歌の数の多い国が、採用歌数が少ないことである。

第十四巻には伊豆国と分類された歌は一首（三三六〇番）だけですが、その他に、伊豆に關係した歌は駿河国の歌の或本歌（三三五八番の左注の或本歌）と相模国の歌（三三六八番）の二首がある。相伴家持が収集した防人歌の中には伊豆国は含まれていない。伊豆は宿奈麻呂が配流になった国だけに、彼が上総

守から相模守に転勤する時には特別な感慨があったはずである。特別の使命をおびた赴任だったと想定せざるを得ないが、そのことを裏付ける情報はない。

相模国の三首の防人歌は、鎌倉郡と足下（足柄）郡の人の歌がそれぞれ一首ずつで、残り一首は郡の名がない上に「大君の命恐み・…」と詠み出すところは、相模国庁の所在地に住み、天皇の威光を身をもって実感している人物の歌のようだが、残念ながら国府の地を示す情報はない。

一方、第十四巻の相模国が明確な歌は、相聞往来と譬喩歌にそれぞれ十二首と三首の合計十五首の歌が収録されているが、足柄の歌と鎌倉の歌がそれぞれ十首と三首であり、残り二首は地名が特定できない。第十四巻からも国府を推定できるような確かな情報はない。

大伴家持によって収集された相模国の防人の歌の共通情景は「船旅」である。相模国の防人たちは大宰府までいくのに、難波津からは定期航路の筑紫船ではなく、防人輸送専用船で、筑紫までいくことになっていたらと想定される。第一首目の歌はどの航路を進んでいるか不明で、難波津からの船旅に限定する必要はないが、岩礁の合間を、船の擦れる音を聞きながら、航海の不安と父母との別離の悲しさを抱きながら、天皇の命令と自分を鼓舞している姿が詠まれている。残り二首は難波津における出港前の父、母との最期の別離の哀しさを詠み込んでいる。

これら採用された相模国の防人の三首の歌の後に続く、大伴家持が詠んだ長歌にも、防人の船旅の様子が詠み込まれている。

旅の安全が守られ、防人の任期を終え、無事に帰郷することを祈った歌である。この歌には、筑紫国（大宰府）に赴任する覚悟と、家族との別離の悲しみ、特に妻がその別離を悲しみながら、毎日無事を祈る斎会を守り続ける務めが詠まれている。

「大君の遠の朝廷」を詠み込んだ歌は万葉集に八首あるが、三首が大伴家持の歌である。古い歌は柿本人麻呂の歌（巻三・三〇四、文武天皇在位期間）で、次に山上憶良の歌（巻五・七九四、筑前守、神亀年間）である。その他に天平十五年遣新羅使一行が詠んだ歌が二首、聖武天皇の歌一首（天平四年と想定）がある。聖武天皇の歌以外はすべて大宰府を意味している。この成句の初見は柿本人麻呂の歌になる。大伴家持は、約十歳の時に数年過ごした大宰府で、柿本人麻呂の歌のことも含め、山上憶良等に教えを受けたと想定する。記憶に留めていた成句だったのであろう。その長歌を参考のために掲げる。

# ☆巻二十・四三三

追ひて、防人の別を悲し<sup>わかれ</sup>づる心を痛みて作れる歌一首并せて短歌



▼天皇の 遠の朝廷と しらぬひ 筑紫の国は 敵守る 鎮の城と 聞し食す 四方の  
 国には 人多に 満ちてはあれど 鶏が鳴く 東男は 出で向ひ 顧みせずて 勇みた  
 る 猛き軍卒と 勞ぎ給ひ 任のまにまに たらちねの 母が目離れて 若草の 妻をも枕か  
 ず あらたまの 月日数みつつ 蘆が散る 難波の御津に 大船に 真權繁貫き 朝風に  
 水手整へ 夕潮に 楫引き撓り 率ひて 漕ぎゆく君は 波の間を い行きさぐくみ 真  
 幸くも 早く到りて 大王の 命のまにま 大夫の 心を持ちて あり廻り 事し終らば  
 障まはず 帰り来ませと 斎瓮を 床辺にすえて 白妙の 袖折り反し ぬばたまの  
 黒髪敷きて 長き日を 待ちかも恋ひむ 愛しき妻らは

追、痛防人悲別之心作歌一首并短調

▽天皇乃 等保能朝廷等 之良奴日 筑紫國彼 安多麻毛流 於佐倍乃城曾等  
 聞食 四方國爾波 比等佐波爾 美知弓波安礼杼 登利我奈久 安豆麻乎能故  
 波 伊田牟可比 加敝里見世受弓 伊佐美多流 多家吉軍卒等 祢疑多麻比  
 麻氣乃麻尔々々 多良知祢乃 波々我目可礼弓 若草能 都麻乎母麻可受 安  
 良多麻能 月日餘美都々 安之我知流 難波能美津尔 大船尔 末加伊之自奴  
 伎 安佐奈藝尔 可故等登能倍 由布思保尔 可知比伎乎里 安騰母比弓 詐  
 藝由久伎美波 奈美乃間乎 伊由伎佐具久美 麻佐吉久母 波夜久伊多里弓  
 大王乃 美許等能麻尔末 麻須良男乃 許己呂乎母知弓 安里米具理 事之乎  
 波良婆 都々麻波受 可敝理伎麻勢登 伊波比倍乎 等許敝尔須恵弓 之路多  
 倍能 蘇田遠利加敝之 奴婆多麻乃 久路加美之伎弓 奈我伎氣遠 麻知可母  
 戀牟 波之伎都麻良波

参考資料その五 「宿奈麻呂による大伴家持の万葉集最終編纂の支援の推定」

聖武太上天皇の崩御後の天平宝字元年(七五七)に皇位継承問題で「橘奈良麻呂の乱」が発生した。結果的には藤原仲麻呂が推す「大炊王」(舍人親王の子)が淳仁天皇として即位され、藤原仲麻呂は権力を手中に収め、全盛期を迎えた。

多くの大伴家の人たちも刑死し、大伴家持にとって重苦しい時期を迎えたが、それから約一年後に因幡守に任じられ、赴任後初めての正月の歌を最後に作歌も、万葉集



の歌の収集をも終了する。

一方、**宿奈麻呂**は同門の藤原仲麻呂と言えども、その横暴な政治を批判的に眺めていた。そのことを想定できる記事が**良継**(宿奈麻呂)の薨伝の中に記されている。藤原仲麻呂は、権力を手にすると、自分の息子たちを次々に参議にするような、横暴とすべき政治を行うようになっていた。

天平宝字七年(七六三)前半(四月頃)に、**宿奈麻呂**(良継)は、大伴家持、佐伯今毛人(さえきのいまえみし)それに石上宅嗣(いそのかみのやかづ)の三人と、権勢を誇っていた藤原仲麻呂を殺害しようと謀議していたというのである。

**宿奈麻呂**と大伴家持の関係はこれまで述べたとおりであるが、盟友の一人、石上宅嗣が、**宿奈麻呂**に続く第四代目の相模守に任じられたことは留意すべきである。佐伯今毛人に関しては本著で言及するのは割愛する。

この四人は盟友となり、特に盟友の中心人物である**宿奈麻呂**が、大伴家持の万葉集の最終編纂を支援したと想定した。この想定に基づいて、万葉集が完成したという説を展開して著書(注:「ヒロ・コバヤシ万葉集一人旅」「万葉集最終編纂」)を仕上げた。

この謀議は右大舎人の弓削男広(ゆげのおひろ)の密告によって発覚した。本来なら、四人とも殺人謀議で裁かれるはずだったが、**宿奈麻呂**(良継)だけが、責任を押し通し、三人は断罪されなかった。**宿奈麻呂**(良継)は姓と位を剥奪された。石川女郎を離別したことを先述したが、妻に類が及ばないためと想定したが、彼はそういう人物だったと考えたからだ。

咎められることはなかった残り三人もこの事件が昇進に影響した。この謀議から、約十か月後に大伴家持は薩摩守に任じられた。この叙任は左遷のように考えられるが、決してそうではなく、宿奈麻呂たちの支援のおかげであり、万葉集最終編纂の始まりであつたと考えた。

「藤原仲麻呂の乱」(仲麻呂は乱の時、藤原恵美朝臣押勝と称されていたので、その乱と記すべきであるが、「藤原仲麻呂の乱」で通す。)の八ヶ月前のことである。この「薩摩守叙任」の時期は非常に微妙であつた。大伴家持は「藤原仲麻呂の乱」に巻き込まれることはなかったからである。従つて薩摩守の叙任は大伴家持が望み、それを支援した人たちがいたと想定した。

中央政界の政争に失望した大伴家持が、中央から離れて「万葉集」の完成を願ったための薩摩守の赴任であつたと。

父の大納言・大伴旅人、叔母の万葉歌人の大伴坂上郎女の念願を果たそうとした大伴家持に多くの支援者の手が差し伸べられたと考えた。

その中には中央政界の有力者も支援してくれたと考えられる。大伴家持が大宰少式に任じられた時の左大臣は、大伴旅人と親交のあつた藤原房前の次男・永手であり、九人の参議のうち、大伴家持に好意的と思われるのは、万葉集の最後半部で大伴家持たちが訪ねた中臣清麻呂(従三位)、盟友の一人の石上宅嗣(正四位下)、大伴家

と親交の深い石川豊成(従三位)、それに三人の藤原家の二人も数え上げられるからである。これらの重臣にまして、親身の支援したのが、参議ではないが、参議以上に天皇に近い内(大)臣的立場にいた**宿奈麻呂**(従三位)であったと。

**宿奈麻呂**の薨伝には更に次のような記事がある。「宝龜二年に中納言から内臣となり、職封一千戸を賜った。独断で政治を行うことができるようになり、志がかなった。官人の昇降も意のままであった」(宇治谷孟訳)と。

この記事からは、大伴家持が大宰少貳を離任して帰京したあとの宝龜二年(七七二)の記事になっているが、「藤原仲麻呂の乱」後、すなわち大伴家持の薩摩守の離任、大宰少貳の時代に、**宿奈麻呂**(良継)は中央政界で実権を手にかけていた。

この背景には娘の藤原乙牟漏が山部皇太子の妃(後に皇后)だったこともあるが、「藤原仲麻呂の乱」の鎮圧に功をなし、称徳天皇からも重用され、崩御後に光仁天皇の即位に貢献したことによる。

この時期の**宿奈麻呂**(良継)と大伴家持の関係は、続日本紀の記録から読み取れる。

天平宝字八歳(年に同じ)(七六四)一月に大伴家持が薩摩守(二月)に任じられてから八ヶ月後に「藤原仲麻呂の乱」が発覚して藤原仲麻呂は捕えられ、斬首された。大伴家持は帰京せずに、そのまま薩摩守に留まった。それは「万葉集最終編纂」という大業を目指していたからと考えた。このことから、大伴家持が「藤原仲麻呂の乱」に巻き込まれないように、事前に薩摩守になることを助言したのではないかとさえ推定した。薩摩国は大宰府の管轄下にあり、大宰府で「万葉集最終編纂」を行う計画であれば、薩摩国は安全で、大宰府に近い好適な一時的避難先であった。

一方、**宿奈麻呂**は、事件がまだ平定しきれしていない同年九月に、「乱」の平定の功績によつて、従五位上から従四位下に三階級特進し、更に同年十月には正四位上に二階級特進すると同時に、**宿奈麻呂**は大宰帥に任じられた。大宰帥の叙任は従三位の位階の人物が原則であるが、それより位階が低くても、近い将来に従三位の叙位が見込まれた人物なら任じられることもあるので、**宿奈麻呂**が任じられても不思議ではないが、この場合は特別だったと想定した。それは大伴家持はまだ薩摩守だったことだ。薩摩守の大伴家持は、大宰帥・**宿奈麻呂**(良継)から直接に支援を受けられる立場になった。その一つの支援と思われるのは、翌年改元された天平神護元年(七六三)二月に大宰少貳だった紀広純が左遷されて薩摩守に任じら、大伴家持は自由な身になったことだ。同時に大伴家持の消息は途絶える。この自由な期間こそ「万葉集最終編纂」の準備に専念できる期間であったと考えた。

次に大伴家持の人事が出たのは、薩摩守離任から二年半後の、更に改元された神護景雲元年(七六七)八月で、大宰少貳に任じられた。

薩摩守離任後の二年半の空白期間を準備期間と想定し、「万葉集最終編纂」の目標地が大宰府と決められていたと考えれば、辻褄の合う想定である。しかし、大伴家持の大宰少貳の叙任に対する**宿奈麻呂**の関与は考察が必要である。それは大伴家持が

大宰少貳に任じられた

神護景雲元年（七六七）八月に和氣王（從三位）の謀反が起ったのだ。

**宿奈麻呂**は平城京に呼び返されたと想定した。それは「和氣王の謀反」が起こった同年同月に石川豊成が大宰帥に任じられたからである。大宰帥は**宿奈麻呂**から下位の正四位下の石川豊成に代わった。それでも次に大宰帥に任じられた石川豊成の石川家は大伴家と親交が深い。それだけに**宿奈麻呂**の意向を酌んだ人事だったと想定する。

翌月に正四位下の石川豊成は從三位に叙せられ、大宰帥に相応しい位階に昇進した（記録上は二階級特進）。

このことから大伴家持の大宰少貳の叙任は大宰帥として**宿奈麻呂**の申し送りの中にあつて、大伴家持に好意的な次の大宰帥の石川豊成は追認したと考えられる。盟友の**宿奈麻呂**からの申し送りされていた大伴家持たちの人事を実行できる人物として石川豊成が選ばれたと想定できる。大伴家持が大宰少貳の任を終えて、すなわち「万葉集最終編纂」を完了して大宰府から帰京したのは宝龜元年（七七〇）六月であつた。この時期、大宰帥だったのが、再び大宰帥になった宿奈麻呂であり、盟友の一人、石上宅嗣であつた。その詳細は、「第五代・相模守の石上宅嗣」の項で述べる。

結論的に大伴家持の薩摩守から大宰少貳、帰京まで、すなわち「万葉集最終編纂」の準備、編纂作業から平城京搬送まで、**宿奈麻呂**を中心とした盟友・四人組が支援していたことは明らかである。

大伴家持の薩摩守叙任から平城京帰京まで五年九か月に及んだ。

それ以降の**宿奈麻呂**（良継）と大伴家持の関係はここでは割愛するが、「第八代・相模守の大伴家持」の項で言及する。

### 参考資料その六 「和氣王の謀反」

和氣王は舍人親王の子の御原王（あるいは三原王）の子である。

皇位を狙っていると疑われて逮捕され、伊豆に護送される途中で絞首刑に処せられた。この事件は、「藤原仲麻呂の乱」で退位させられた舍人親王の子の帝（淳仁天皇）とその兄たち、船王、池田王（一時、親王と称されていた）が配流されたことから道鏡と高野天皇を怨んだ末の謀反だったと考えられている。

### 相模守としての宿奈麻呂の成果総括

どこの国守でも、国守としての成果を確認することは困難である。どこの国でも非常に特別なこと、反乱、自然災害、疫病の発生等しか記録は残されていないからである。

ところが、続日本紀には記録されていない、万葉集が伝える「防人の歌」の収集は、大伴家持との関係に関心もあるが、相模守の**宿奈麻呂**自身が担当するなど特筆すべき

成果であろう。

**宿奈麻呂**のような誠実な超大物を相模守として迎えた相模国は幸いであつたと想定する。

次代の相模守の話に移る。

#### 第四代・相模守の石上(朝臣)宅嗣

藤原宿奈麻呂の後を継いで天平宝字元年(七五七)六月に第四代・相模守に任じられたのが、石上(朝臣)宅嗣(いそのかみの(あそん)やかつぐ)である。

第三代・相模守の藤原宿奈麻呂の項で述べたが、後に「藤原仲麻呂の暗殺さえ謀議」した四人の盟友の一人である。

**宅嗣**も名門中の名門出身と言える。昔、物部氏と称され、古代からの最有力豪族であつたが、蘇我氏との勢力争いに敗れ、石上朝臣家と家名は変わったが、名門の家系を保つていた。養老元年(七一一)三月に亡くなった石上麻呂は左大臣であつた。**宅嗣**も有能な官僚であつた。

先代の相模守の藤原宿奈麻呂が天平宝字元年に従五位上に昇進すると同時に民部少輔に任じられた時(六月)に、石上宅嗣が相模守に任じられた。まだ盟友関係があるわけではないが、後に盟友関係を結ぶほどの特別な親交があつたのだろう。まず、彼の薨伝からその生涯を追ってみる。

**宅嗣**は天応元年(七八一)六月二十四日に、大納言・正三位・兼式部卿で亡くなった。その功績によつて正二位が追贈されている。享年は五十三歳であつた。若すぎる死である。もつと長生きすれば、右大臣、あるいは左大臣までなれたのかもしれない。ただそこまですになると藤原家の人たちと競合することになったかもしれないが……。

この享年から、相模守に任じられた天平宝字元年(七五七)の**宅嗣**の年齢は二十九歳であつた。位階も従五位上で、これまでの相模守の位階よりも一級上位であつた。従五位下の初叙位は藤原宿奈麻呂は三十一歳、大伴家持は二十八歳、佐伯今毛人は三十一歳であつたが、**宅嗣**は二十二歳なのでいかに若くして昇進したかが明らかである。

四人が謀議をした時の天平宝字七年の年齢で比較すると、藤原宿奈麻呂が四十八歳、大伴家持が四十六歳、佐伯今毛人が四十五歳、石上宅嗣が三十五歳であつた。石上宅嗣だけが特別若い、他の三人は同年配ということになる。

**宅嗣**が如何に有能な政治家であつたかを示すと、「藤原仲麻呂の乱」が平定され、右大臣の藤原豊成が亡くなった後の天平神護二年(七六六)一月に称徳天皇が右大臣に藤原永手(藤原房前の次男)を任じられた時に、後に光仁天皇に即位される白壁王と永手の弟の藤原真楯(万葉歌人の八束)を大納言に、後に右大臣までなる吉備真備を中納言に、そして右大弁(従四位上)の石上宅嗣が参議に任じられている。この時の**宅嗣**は三十八歳であつたから、若くして中央政界の重要人物になりえたことになる。



相模守に任じられて九年しか経っていない。

藤原宿奈麻呂と**宅嗣**との関係を知る上で注目する経歴を調べると、この相模守もその一つだが、天平宝字三年（七五九）五月に相模守から参河守に任じられるが、それから約一年八か月後に上総守に任じられた。藤原宿奈麻呂は相模守の前に上総守に任じられていたことは前述している。この時期に藤原宿奈麻呂が人事に関与したとは考えられないが、偶然としても交友を強める奇縁となったことは想定できそうである。

藤原良継（宿奈麻呂）が亡くなった時に弔問の勅使の一人として**宅嗣**が派遣されている。

もう一つは大伴家持の「万葉集最終編纂」を支援する連携人事に二人の関係が見られる。藤原宿奈麻呂の項で、大伴家持が薩摩守に赴任していた時に「藤原仲麻呂の乱」が発生し、鎮圧後に大宰帥に任じられたが、「和気王事件」が発生し、中央政界に呼び戻されたことは先述した。

ところが藤原宿奈麻呂は、大宰帥から宮内卿に任じられた石川豊成に次いで、宝龜元年（七七〇）八月に再び大宰帥に任じられた。

「万葉集最終編纂」が最終工程を終え、平城京に搬送する計画が考えられていた時期であろう。大伴家持はその一月後に民部少輔として帰京する。民部少輔は無難な人事発令ではあるが、藤原宿奈麻呂が相模守から離任した時の官職が民部少輔だったことを考えると興味深い。藤原宿奈麻呂の大宰帥あるいはその後の大宰帥の人事を考えると「任じられる」と考えるよりも「自ら進んで」あるいは「宿奈麻呂が選んで」、大宰帥になったと想定する方が適切かもしれない。

宝龜元年（七七〇）同年六月に大伴家持は民部少輔を叙任されて帰京したが、大宰府では「万葉集最終編纂」の残務整理が進行していたはずである。その作業を支援するためかのように藤原宿奈麻呂の大宰帥の人事発令であったと想定する。

ところが、同年八月四日に称徳天皇が崩御された。葬儀は勿論、新天皇の決定、それに道鏡一味の処分のこともあり難問が山積していた。葬儀は滞りなく行われた。だが道鏡一味の陰謀を阻止し、新天皇を推挙する必要があった。結果的には道鏡は上野国薬師寺別当に任じられ退けられた。その道鏡を上野国まで護送した長が、盟友の一人、左大弁（正四位下）の佐伯今毛人であった。更に次期天皇として白壁王（志貴皇子の子）を推したのが、左大臣・藤原魚名、右大臣・吉備真備の他に、参議・兵部卿・従三位の藤原宿奈麻呂、それに参議・式部卿・従三位の石上宅嗣が加わっていた。白壁王はその年の十月に光仁天皇として即位された。称徳天皇崩御前に発令されていた藤原宿奈麻呂の大宰帥の叙任は日の目を見なかったことになったはずである。ところが、白壁王が推挙され、天皇即位の見通しが立ったと思われる同年九月に石上宅嗣に大宰帥の辞令が出された。

この辞令こそ、藤原宿奈麻呂が考えていた万葉集完成までの最終支援を盟友の石上



宅嗣に託したと想定した。しかし、翌年の宝龜二年(七七二)三月には式部卿に任じられ、大宰帥を離れざるを得なくなつた。「万葉集最終編纂」の残務整理の段取りが指示されていた証左として、同月に石上宅嗣の次の大宰帥に藤原百川(正四位下)が任じられたことに留意する。先述したように大宰帥に任じられるには位階が低い。それに藤原百川は右大弁・内堅大輔・右兵衛督・越前守はそのままにして大宰帥に任じられた。それだけに特命を帯びた大宰帥の叙任だったことになる。この時期の特命ということに拘つたのは、前述したが、藤原百川は、藤原宿奈麻呂の娘、**諸姉**を妻にしていたから、藤原宿奈麻呂の意向を斟酌できる人物だったことである。

こうして考えると、**宅嗣**と藤原百川の大宰帥の叙任は藤原宿奈麻呂の決意、つまり「万葉集最終編纂」の徹底した支援であり、最終工程まで目配りした証左と考えられる。「万葉集最終編纂」に参加したと想定される大伴駿河麻呂が出雲守、肥後守の辞令を受けて帰京したのが宝龜二年(七七二)十一月であつたし、それに実務作業を担当したと想定できる大原今城と多治比木下が帰京して復位したのが、宝龜二年閏三月であつたことを考えると、いずれも**宅嗣**から藤原百川の大宰帥の時期だった。「万葉集最終編纂」の総仕上げ(完成した万葉集の京への搬送等)は藤原百川が大宰帥の時に行われたと想定できる。

**宅嗣**は従三位の時の宝龜六年(七七五)十二月に、旧氏の「物部朝臣」を許されていたが、宝龜十年(七七九)十一月に「物部朝臣」から「石上大朝臣」を賜っている。そして光仁天皇の崩御より六か月前に亡くなつたが、薨伝には、石上大朝臣宅嗣と記されている。

また薨伝には、天平宝字以降、淡海三船(天智天皇ひ孫、大伴家持と同時に大宰少弐に任じられた)と石上宅嗣は文人の筆頭だったと記されているほどだから、石上宅嗣は優秀な官人であると同時に優れた文人でもあつた。

**宅嗣**が相模守に赴任した年に、中央政界は皇位継承問題から発展した「橘奈良麻呂の乱」が発生し、大混乱を呈していたが、**宅嗣**は相模国への悪影響を最小限に止めてくれただろうと想像する。

先述したが、**宅嗣**は約二年間の相模守の任期を終えて離任してから、参河守、上総守を歴任し、遣唐副使(天平宝字五年(七六一)十月)、大宰少弐(天平宝字八年(七六四)一月)、常陸守(天平神護元年(七六五)一月)等を経て、「藤原仲麻呂の乱」の平定の功績によつて従五位上から正五位上に二階級特進し、称徳天皇の天平神護二年(七六六)一月に右大弁・従四位上で参議に任じられ、神護景雲二年(七六八)一月に従三位の叙位が認められ、中央政界で地位を築いていった。そして光仁天皇が即位されると、その即位に貢献したこともあり、その地位は確固たるものになった。

有能な官人であり、文人であり、中央政界で重臣となつた**宅嗣**が相模守に任じられたことは相模国にとっては喜ぶべきことであつたろう。

### 第五代・相模守の紀(朝臣)伊保

第五代・相模守に任じられたのは従五位下の紀(朝臣)伊保(きのあそんいほ)で、天平宝字五年(七六一)五月に叙任された。その四か月前の一月に初めての相模介(御杖(連)祖足)が任じられた。

石上宅嗣が相模守から参河守に転出してから、相模守は無任のまま約一年半が経っていた。

続日本紀において記録された第一代相模介になったのが、**御杖(連)祖足**(みつえのむらじおやたり)(外従五位下)であった。

祖足は「連(むらじ)」という姓を有し、外従五位下を叙位されているので、準貴族であった。しかし続日本紀には、彼の記録はこしもなく、これ以上の考察のしようがないが、以下のように想定することは可能なかもしれない。

まず**御杖**という「氏」は続日本紀では彼しか見当たらない。まず「氏」からは地方出身者であろう。

彼は相模守として石上宅嗣が赴任してきた時に、相模介であった可能性がある。当時の相模介は正六位上(あるいは下)であったので、続日本紀に記録されることはなかっただけである。

ところが、有能な石上宅嗣は腹心の部下として、地元のことを熟知した有能な祖足の能力を認め、直属の部下として育成していたと考えられる。そして石上宅嗣に認められて、外従五位下の叙位を推奨されたと考えられる。続日本紀には祖足の従五位下の叙位の記録はないので、自由な発想をせざるをえないのだが……。

石上宅嗣が約二年間の相模守から上総守への転出後、約一年半に及ぶ相模守無任の期間が生じた。この無任期間に**祖足**が外従五位下で、相模守代務を務めていたと考えれば、相模守の無任の空白の問題は解決できる。

そして次の相模守(紀伊保)が決定されようとした時期に**祖足**の実績と石上宅嗣の離任の申し送りによって、外従五位下ながら相模介の叙任が先行して行われたと考える。

祖足は外従五位下でありながら、なぜ相模守ではなく、相模介に留まったのであろうか。相模介の従来の位階は正六位上(あるいは下)であったはずであるから、外従五位下の祖足は相模守に任じられても不思議ではないのだから、大物相模介と言える。彼以降相模介は外従五位下の官人が任じられたことは革新的変更であったことになる。

初代相模介の人事が発令されて四か月後に**伊保**が続日本紀における第五代・相模守に任じられた。

「紀朝臣家」も名門中の名門であるが、この時の相模守は藤原仲麻呂の全盛期の人事であったことに留意する。従って、藤原仲麻呂の介入によって、石上宅嗣が期待していたかもしれない「御杖(連)祖足の相模守」の叙任が認められず、藤原仲麻呂派の一人

の紀伊保が任じられたと考えれば、一見、不合理に見える人事も納得がいくように思える。

**伊保**は天平勝宝三年(七五一)七月に正六位上から従五位下に叙位され、天平勝宝五年(七五三)七月に大炊頭に任じられ、天平宝字二年(七五八)八月に従五位上に昇進した。一級昇進するのに約七年かかっているが、先代の相摸守の石上宅嗣も従五位下から従五位上に昇級するのに約七年かかっている。大伴家持は四年だったので、名門でもそれぞれ昇進の事情は異なっている。問題はそれ以上の昇進である。大伴家持は正五位下に昇進するのに約二十一年かかっているが、石上宅嗣は七年でそれも特進で達成した。

**伊保**は従五位上の叙位から約三年後の天平宝字五年(七六一)五月に相摸守に任じられた。**伊保**は藤原仲麻呂の信奉者であったのだろう。相摸守の叙任から約三年弱後の天平宝字八年(七六四)一月に正五位下に一階級昇進して、同月に仁部(民部)大輔に任じられた。この時、彼は相摸守を離任したと考えた。彼は六年で正五位下まで昇進している。しかもその時の仁部卿は藤原仲麻呂の四男の藤原朝獨であったから、父の藤原仲麻呂の影響があったことは想定できる。そして九月になって「藤原仲麻呂の乱」が明らかになり、**伊保**も「乱」に巻き込まれ、中央政界から追放されたと考えられる。しばらく**伊保**の記録はなくなるが、宝龜二年(七七二)十月に無位から正五位下に復位した。

光仁天皇即位直後の宝龜元年(七七〇)十一月に「橘奈良麻呂の乱」と「藤原仲麻呂の乱」の関係者をすべて赦すとの大赦が発せられて、関係者が続々復位していた。**伊保**もその一人であった。**紀伊保**の復位後の記録は続日本紀には見当たらない。

#### 第六代・相摸守の栗田(朝臣)人成

「藤原仲麻呂の乱」より、八か月前に紀伊保に続いて、**栗田(朝臣)人成**(あわたの(あそ)ひとなり)が続日本紀における第六代・相摸守に任じられた。紀伊保が中央政界に呼び戻された後での人事であり、**人成**の相摸守の人事も明らかに藤原仲麻呂の意向に沿うものであった。**人成**は天平勝宝五年(七五四)一月に正六位上から従五位下に叙位された。翌年の四月に少納言の人事が発令されているので、太政官に勤めていたことになる。同年七月に聖武天皇の母君、藤原宮子太皇太后が亡くなった時に造山司の一人に選ばれた。そして約五年半後の天平宝字五年(七六一)一月に従五位上に昇進し、同年十月に仁部(民部)大輔に任じられた。翌年の天平宝字七年(七六三)一月に右中弁に任じられながら、翌年の天平宝字八年(七六四)一月に相摸守に任じられたことになる。間髪を置かず相摸守は紀伊保から**人成**に交代したことになる。

藤原仲麻呂にとって相摸守は重要な戦略地だったと考えられる。栗田朝臣家は外交に強い名門である。大宝元年(七〇一)遣唐押使の栗田真人がいて、養老三年(七一九)二月に正三位で亡くなっているように政界の重要人物の一人であ

った。天平七年閏十一月の「相摸国封戸租交易帳」に署名された相摸介の栗田堅石のところで栗田朝臣家と国守との関係を先述したが、ちょうどこの時期に、もう一人注目すべき女性がいた。

淳仁天皇(廃帝)の妃になった**栗田諸姉**(あわたのもろあね)である。

**人成**は**栗田諸姉**と同じように栗田朝臣家同門の出身であることは間違いない。

**栗田諸姉**は藤原仲麻呂の長男の真従と結婚していた。ところが真従が亡くなり、未亡人の時に、聖武太上天皇崩御後の皇位継承問題が発生し、「橘奈良麻呂の乱」へと拡大した。聖武太上天皇の遺詔の王であった新田部親王の子の道祖王が孝謙天皇の不満をかつて、皇太子を廃され、結果的には舍人親王の子の大炊王が皇太子に選ばれ、淳仁天皇として即位された。大炊王は、皇位問題が起こる前に、藤原仲麻呂の館に住み、未亡人だった**栗田諸姉**と結婚していた。藤原仲麻呂の一番好都合な天皇が即位し、藤原仲麻呂の全盛時代を迎えたのだ。淳仁天皇は後に廃帝されたので、在位中の業績の記録は抑制的であるので、**栗田諸姉**のことも即位された時のことに限定されている。それでも皇后として認められていたことであろう。

その同門の**人成**が仁部大輔、右中弁と中央政界で活躍でき、相模守に任じられたのは、藤原仲麻呂の長男の妻であったが、淳仁天皇の妃となった**栗田諸姉**の威光があったと想定することはできるであろう。

**人成**の相模守の叙任から八か月後に発生した「藤原仲麻呂の乱」によって、先代の相模守の紀伊保と同じように**人成**もまた追放された。光仁天皇の宝亀元年(七七〇)十一月の大赦で許された**人成**は宝亀二年(七七一)十一月に、無位から従五位上に復位した。

**人成**の場合には復位後に、越後守(宝亀三年(七七二)十一月)や右少弁(宝亀七年(七七六)三月)を歴任しているが、これ以上の記録は続日本紀には見当たらない。紀伊保と同じように**人成**も「藤原仲麻呂の乱」で人生が狂わされた一人であった。

### 第七代・相模守の牡鹿(宿禰)嶋足

第五代・相模守の紀伊保と第六代相模守の栗田人成が巻き込まれた「藤原仲麻呂の乱」の直後、平定の見通しが立った天平宝字八年(七六四)十月に発令された相模守は兼務ながら、授刀少将・従四位下の**牡鹿(宿禰)嶋足**(おじかの(すくね)しまたり)であった。

続日本紀によれば、藤原仲麻呂(藤原恵美朝臣押勝の名が与えられ、恵美押勝とも称された。本著では藤原仲麻呂で通す。)が逮捕され、斬殺されたのが同年九月末であったから、それから一月も経たない人事発令であった。

**嶋足**は、その位階が従四位下で、授刀少将の官職があったので相模守は兼務発令されても、現地に赴任することはなかったであろう。事実、相模守代務と言うべき、**文室(真人)水通**(ぶんやの(まひと)みお)(従五位下)が同時に相模介



に任じられた。

この兼相模守に任じられた**嶋足**は「藤原仲麻呂の乱」で、人生の大転換を経験した人物である。

藤原仲麻呂が謀反を企てていることが明らかになったのは天平宝字八年（七六四）九月上旬であった。鎮圧のために第一陣として派遣されたのが、授刀少尉（たちはぎしろうじょう）の坂上苅田麻呂と授刀将曹の**嶋足**らであった。

彼らは藤原仲麻呂の三男の訓儒麻呂（くずまろ）を射殺して初戦を制覇した。このことがキツカケになったように、一月も経たないうちに「乱」は平定された。称徳天皇はこれらの功績に対して叙位・叙勲を与えられた。坂上苅田麻呂も同様だが、**牡鹿嶋足**だけに限って述べると、彼は従七位上から一挙に従四位下に特別昇進を果たし、「連」姓から「宿禰」姓が賜えられ、勲二等が叙勲された。従三位の人が叙勲される勲位であるから、**嶋足**の功績が如何に評価されたかを示している。

こうした時期に相模守の兼務発令がなされたのである。この時の官位は従四位下で授刀少将であったから、「乱」の完全平定までは、**嶋足**たちの授刀府の勢力を割く余裕はなかったはずだから、赴任することはなかったであろう。兼務ながら相模守になぜ彼が任じられたかを想像すれば、「藤原仲麻呂の乱」の平定に功をなし、相模国のことを知り、人事を決められる藤原宿奈麻呂の影響を考えことも可能である。彼もまた「藤原仲麻呂の乱」平定直後の九月、従五位上から従四位下に三階級特進し、十月に更に正四位上まで三階級特進したことは先述した。その藤原宿奈麻呂が**嶋足**の相模守（兼）を推薦したのではないかとさえ考えられる。このことも相模国が中央政府にとって重要な戦略地であったことを示している。

### 参考資料その七 授刀舍人

「授刀」とは「授刀舍人」、「授刀寮」と記す方が具体的である。「藤原仲麻呂の乱」で脚光を浴びた部署なので言及する。

従来、宮中、京、国を守り、特に天皇の警護や行幸の護衛を主務とする天皇直属の機関として弾正台と五衛府、馬寮、兵庫寮があった。

今回はその五衛府に限定するが、五衛府とは衛門府（下部に隼人司）、左・右衛士府、左・右兵衛府からなっていた。警護や護衛は、舍人、衛士が行い、そこには軍隊のような階級制度があった。

文武天皇の大宝年間に制度は整備されていたようだ。

従つて武器、武具を用いていたことは当然である。

文武天皇時代の最後の年、慶雲四年（七〇七）七月に首皇太子（聖武天皇）を護衛するために、初めて「授刀舍人寮」が設置された（続日本紀）。そして養老四年（七二二）三月に右大臣・長屋王、それに三人の中納言にそれぞれ「帯刀資人」の私用が許された。資人は「とねり」とも呼ばれ、重臣に与えられた「職分舍人」を意味し、帯刀が許



された授刀舎人で、衛府に所属した選抜された舎人だった。

神龜四年（七二七）の宮中警護が問題になった事件のことが万葉集の二首の歌（巻六・九四八と九四九番）の左注に記されている。

その年の正月に、王子たち、臣下の者が宮中を抜け出し、春日野に集って、打毬に興じていたが、正月とは思えないように気象が急変し、雨が降り出し、雷まで鳴りだした。ところが宮中に侍従、侍衛が誰もいなかったため、宮中を抜け出していた連中は皆「授刀寮」に軟禁された。作者不詳歌であるのは、事件が大事になったことを嘆いた歌なので、名を記すことは憚ったのではないかと思われる。

次に、藤原仲麻呂が全盛を誇っていた時期の天平宝字三年（七五九）十二月に「授刀衛府」が新設された。この頃、藤原仲麻呂には授刀資人が二回にわたって与えられていた。天平宝字三年（七五九）十一月、同六年（七六二）五月に藤原仲麻呂はそれぞれ、大保（右大臣）・従二位、大師（太政大臣）・正一位になつていたが、それぞれに授刀資人が二十人、六十人を賜っている。総勢で百人になつたという。

従つて新設された「授刀衛府」は宮中護衛だけでなく、自分の護衛を意図した組織だったのではないだろうか。

この組織は長官（督と称された）が従四位上相当だったことからそう推定した。従つて、この機関は「藤原仲麻呂の乱」の時には藤原仲麻呂側についたであろうから、坂上苅田麻呂それに**牡鹿嶋足**たちはこの新設機関ではなく、旧来の衛府に所属していたはずである。

「乱」平定翌年の天平神護元年（七六五）二月に「授刀衛を改めて近衛府とした」とあるように藤原仲麻呂が新設した「授刀衛」は改組された。新たな近衛府の官職・定員は大將が一人（正三位相当）、中將は一人（従四位下相当）で、少將が一人（正五位下相当）で、将監は四人（従六位上相当）で、将曹は四人（従七位下相当）とある。

**嶋足**の卒伝（延暦二年（七八三）一月八日卒）によれば、彼は陸奥国牡鹿郡出身で、丸子嶋足と称されていたが、上京して授刀舎人となり、体格にすぐれ、射騎に優れていたもので、将曹に昇進していた。その間に「牡鹿連」の氏姓を賜っていたようだ。「乱」平定の功績によって、「宿禰」の姓が賜えられた。

**嶋足**は、「乱」平定の翌年改元された天平神護元年（七六五）二月に、新設された近衛府の近衛員外中將に任じられた。

**嶋足**は「乱」平定の功績で大抜擢された武人であり、「乱」の事後処理に集中せざるを得なかったから、相模守として現地に赴任する余裕はなかったと想定する。

そこで相模介ながら、相模守代理を期待されたのが**文室水通**であった。文室真人家は天武天皇の皇子、長親王の子たちが、天平勝宝四年（七五二）九月に臣籍降下して与えられた氏姓であり、したがって非常に由緒ある家系であった。当時、文室智努（ちぬ）と文室太市（おおち）は、中央政界で重要な地位を占めていた。すなわち天平宝字

八年時点において智努は大納言(従二位)であり、太市は民部卿(正四位上)であった。

水通がどの家系の子かを判定できる情報はないが、こうした文室真人家の出身であることは確かである。

水通は「藤原仲麻呂の乱」平定後の十月に正六位上から従五位下に叙位され、そして同月に相模介に任じられた。

藤原仲麻呂派の栗田人成が相模守を追放？され空位になった相模守と相模介の人事が、「乱」後間髪をおかす発令されたことは、相模国は中央政府にとって重要な戦略地であったことを裏付けている。

水通は、相模介(国守代理)の任期、約二年半の責務を果たし、宝龜三年(七七二)四月に「曲葉頭」に任じられ、転出している。その後は、宝龜六年(七七五)十月に安芸守に任じられた。翌年の宝龜七年(七七六)一月に従五位上に昇進した。宝龜十年(七七九)十一月に太政官である弾正弼(次官)に任じられた。これ以降の水通の記事は続日本紀には見当たらない。

#### 参考資料その八 牡鹿宿禰嶋足の追加経歴情報

嶋足は延暦二年(七八三)一月八日に正四位上で亡くなっている。「乱」平定の功績による特別昇進後も更に三階級も昇進している。正四位下に叙位された天平神護二年(七六六)二月には、氏姓も「道嶋宿禰」と称されるようになっていた。蝦夷の逃亡事件に関する虚実を調べるために、宝龜二年(七七二)八月に派遣された時の嶋足の官職は正四位上・近衛中将・兼相模守であった。このことから、天平宝字八年(七六四)十月の兼相模守の叙任から、天平神護(二年間)、神護景雲(三年間)からさらに宝龜二年(七七三)まで相模守の兼任が続いていたことが明らかになった。

宝龜五年(七七四)三月に大伴家持が相模守に任じられるが、そこまで嶋足の相模守兼任が続いていたと想定することは可能である。相模守の兼務ながら約九年半の任期になり、規定年限(最長六年)よりも長期になったのは、当時の中央政界の混乱と関係がありそうだ。

水道の次に佐太(忌寸)味村(さたの(いみき)あじむら)(外従五位下)が相模介に任じられた。水通が相模介を離任した時期を、味村の相模介叙任の時とするか、「典葉頭」に任じられた時(宝龜三年(七七二)四月)とするかによって状況が異なる。すなわち、「典葉頭」叙任の時とすれば、約一年八か月間、相模介は二人いたことになる。考察が必要だが、後述する。

佐太(忌寸)味村の続日本紀の記事は少ない。エリートではないが優秀な官僚だったようだ。「藤原仲麻呂の乱」が平定され、改元された天平神護元年(七六五)一月に正

六位上から外従五位下に叙位された。

味村の場合には、外従五位下の叙位は出身家系の影響であつたろうと想定する。この昇級の時期は「藤原仲麻呂の乱」の平定で功績の或る者は勲位が与えられていたが、味村は勲位を受けていない。しかし、正六位上から外従五位下の昇進は優秀な官吏の証拠である。

相模介叙任以前、神護景雲三年（七六九）五月に「左平準令」（注：天平宝字三年（七五九）五月に設置された左平準署の長官）に任じられた。続日本紀によれば左、右平準署は天平宝字三年（七五九）五月に新設された。米価の安定を図るために米を貯蔵しておく常平倉が設けられた時に「東海・東山・北陸道」と「山陰・山陽・南海・西海道」の常平倉をそれぞれ左、右平準署が管理することになった。味村は左平準署の長官に任じられた。注目すべきは相模国の平準署は味村の管理下にあつたことである。これまでの業績から判断すれば、彼は民部省の能吏だったのかもしれない。

次に称徳天皇が崩御された宝龜元年（七七〇）八月に葬儀のための「養役夫司」の一人に任じられた。「養役夫司」とは葬儀に携わる人夫に衣食を給する司だから、味村が選ばれたことは納得できる。葬儀の役を命じられた味村は中央官庁の一つ、左平準署の長官であつたことになる。

そしてその年の十月に相模介に任じられた。味村は農政に詳しく、地方長官に相応しい人物だったと想定できる。相模国の農政に精通していたことは言うまでもない。味村は相模介以降の記録が続日本紀に見当たらないので、味村がいつまで相模介を務めていたか不明である。

**嶋足**が相模守兼務を続けられていたのは**文室水通**に続いて、味村が相模守代務を果たしていたからと想定できる。

相模介としての味村の任期は約七年半に及ぶが、前述したが、選任令によれば、異常なことではなかったと考えてよさそうである。

ただ味村が相模守に昇進しなかったのはなぜであろうか？

外従五位下の位階であれば、続日本紀の第一代相模守の秦井出乙麻呂、第二代・葛井諸会も外従五位下だったし、上総守に二例、下総守に一例、上野守に一例、伊豆守に二例がある。時代が降ると、外従五位下では相模守にはなれなかったのだろうか？

味村の場合には、相模守に昇進した記録はないし、しかも相模介以降の**味村**の記録は続日本紀に見当たらない。

## 第八代・相模守の**大伴（宿禰）家持**

文室水通と佐太味村が相模介ながら相模守代理として職責を果たしている時の宝龜五年（七七四）五月に、**大伴（宿禰）家持**（おとおもの（すくね）やかもち）（従四位下）が相模守に任じられた。大伴宿禰家も名門中の名門である。祖父の大伴安麻呂と父の大

伴旅人は共に大納言であつた。

**家持**は万葉集を最終編纂した中心人物であるが、天平宝字三年(七五九)正月に彼が詠んだ歌が万葉集の最後の歌となつた(第二代・相模守の葛井諸会の項を参照)。大伴家持が因幡守として万葉集最後の歌を詠んだ時の相模守は第四代目の石上宅嗣であつた。後に第三代、第四代それに第八代のそれぞれの相模守である藤原宿奈麻呂、石上宅嗣、大伴家持らは、権勢を誇る藤原仲麻呂に対抗し、計画は挫折したが、盟友となり、そして大伴家持の「万葉集最終編纂」を支援することになるとは奇縁である。

万葉歌人であり、万葉集の最終編者の中心人物だつた大伴家持が相模守に任じられたという視点から、本著には大伴家持の歌が二首(万葉集最後の歌と相模国の防人のために詠んだ自作歌)を転載している。第二代・相模守の葛井諸会と第三代・相模守の藤原宿奈麻呂のところで、万葉集との関係を詳しく論じたが、第八代相模守に任じられた**家持**のところで、「相模守と万葉集との関係」は完結し、副題の課題は完了することになる。

ここでは、これ以上の**家持**の経歴は割愛するが、なぜ高位階の**家持**が相模守に任じられたかに焦点を絞つて考察する。

大宰少弐として「万葉集最終編纂」を果たして、宝亀元年(七七〇)六月に帰京した**家持**の初官職は民部少輔であつた。帰京してから約二か月後の八月に称徳天皇が崩御され、道鏡の陰謀が発覚するという困難な時期に中央政界は突入した。この難局を解決したのが藤原永手(右大臣)や吉備真備(大納言)、藤原宿奈麻呂や石上宅嗣であつた。相模守の経験者が、この難局を乗り越えるのに果たした貢献は大きかつた。そして同年十月に光仁天皇が即位され、政情は急速に安定化していった。**家持**は同月に左中弁・兼中務大輔に任じられ、同時に正五位下に一階級ながら昇進した。

十一月には「橘奈良麻呂の乱」と「藤原仲麻呂の乱」の関係者はすべて赦すという大赦が発せられ、政情は更に安定化していく。

そして翌年(宝亀二年(七七二))の十一月に**家持**は従四位下に二階級特進し、そして翌年(宝亀三年(七七二))二月に右中弁・兼式部員外大輔に任じられた。主務は太政官の右中弁に留まるが、中務大輔から式部員外大輔に変えられている。そして約一年が経過した宝亀五年(七七四)三月に相模守の人事が発令された。

しかし、この**家持**の相模守の人事は、発令だけであつたと言わざるを得ない。なぜなら、六か月後に左京大夫・兼上総守に任じられたからである。赴任は考えられないし、新人事までの期間があまりにも短い。

更に関心を抱かざるをえないのは、続いてその二か月後に衛門督に任じられた。**家持**の人事はどうしてこんなに頻繁に変わったのだろうか。そこで推定なのだが、盟友の藤原宿奈麻呂の配慮が働いていたと考えざるを得ない。相模守は**牡鹿嶋足**だつたとしても兼任であり、しかも長期過ぎるほどだつたから、いつでも変えられる環境にあつた。



それに上総守も藤原宿奈麻呂が経験し、人事発令しやすかったと考えれば納得が行く。

**家持**の人事が頻繁に変わったことで注目すべきことは、この時期、皇室では大きな事件が発生し、政情が不安定であったことである。

それは、宝龜三年(七七二)三月に光仁天皇の井上皇后(聖武天皇皇女)が光仁天皇の同母姉の能登内親王を呪殺しようとしたとして皇后を廃され、その五月に皇太子の他戸王(おさたのおおきみ)も廃される大事件が発生した。そして翌年(宝龜四年(七七三)の一月に山部親王(桓武天皇)が推されて皇太子になった。

一方、**家持**はそうした政情に巻き込まれることなく、宝龜七年(七七六)三月に伊勢守に任じられるが、位階は従四位上、正四位上と年毎に昇進していった。藤原良継(宿奈麻呂)は宝龜八年(七七七)九月八日に亡くなったが、それまでの**家持**の人事は藤原良継(宿奈麻呂)の配慮があったと想定する。**家持**の最適な居場所を探っていたとしか考えられない。その間の最大の成果は、山部親王(桓武天皇)と親密になつていったことであろう。**家持**と二人の娘を山部親王(桓武天皇)に嫁がせた藤原宿奈麻呂(良継)の関係からもそうなたであろうが、万葉集の完成が山部親王との仲を親密にしたと考えることも可能である。

光仁天皇の父の志貴親王、湯原王(光仁天皇の兄)、春日王、安貴王(春日王の子)、市原王(安貴王の子)はすぐれた万葉歌人であった。志貴皇子、湯原王、春日王、安貴王、市原王の歌はそれぞれ六首、十九首、一首、四首、八首が万葉集に収録されている。

山部親王にとって志貴親王は祖父であり、湯原王と春日王は伯父にあたり、安貴王は(いとこ)であり、市原王は甥っ子である。祖父に当たる志貴親王の系譜にある親族それぞれがすぐれた万葉歌人であったこともあり、山部親王は大伴家持の万葉集の進講を楽しみにしておられたはずである。一方、万葉集は歴史を秘めた歌集でもある。山部親王が**家持**から万葉集の歌の話聞きながら同時に、皇族の歌人の経歴を聞くことが如何に楽しみだったかは想定できる。その結果というべきか、山部親王が桓武天皇に即位されると、これまでの天皇とは全く変わって、「曲宴」を頻繁に開かれるようになった。このことは、**家持**の万葉集に関する進講がキッカケとなったと想定するのは可能であろう。

**家持**は、**藤原良継**(**宿奈麻呂**)の亡き後も、宝龜十一年(七八〇)二月に参議に任じられ、朝政に参加できるようになり、同時に右大弁として太政官の一つの長官になれたことは、山部皇太子の後ろ盾があったからと想定する。

宝龜から改元された天応元年(七八一)四月に光仁天皇が山部親王に譲位され、桓武天皇が即位された。そして同月に**家持**は左京大夫・兼東宮大夫に任じられた。桓武天皇の弟君の早良親王を皇太子とされたが、その侍従に任じられたのである。桓武天皇の初期の時代、**家持**は東宮大夫として左大弁・参議・中納言に任じられ、従三



位に昇進していった。

このことから、万葉集を完成させた**家持**は望むべき最良の官位に達したと想定する。藤原良継(宿奈麻呂)は万葉集の価値を認め、**家持**のために、こうなるように腐心していたと考えざるを得ない。

大宰少貳から帰京後に頻繁に大伴家持の人事が発令されたのは、政争に巻き込まれないように、皇室内の大きな変化から一步身を引ける部署を歴任していたとさえ思える。

こうして桓武天皇と良好な関係を築いていた**家持**は、最晩年に長岡京遷都をめぐつて、桓武天皇に遠ざけられるようになった。

陸奥鎮守將軍は甥の大伴駿河麻呂も任じられた武門の名門である大伴家に相応しい官職であったが、延暦元年(七八二)六月に春宮大夫ながら、陸奥按察使・陸奥鎮守將軍の兼任が発令され、翌年七月に中納言に任じられるが、死の前年の二月に持節征東將軍に任じられ、陸奥国に進出した。大伴家持は翌年の延暦四年(七八五)八月二十八日に亡くなった。**家持**の死の直後に、長岡京建設現場で「藤原種継暗殺事件」が発生し、**家持**もその罪を問われ、家名剥奪され、息子たちは断罪されて配流になった。この事件に関連があるかのように、実弟の早良皇太子が廃されることになった。そして桓武天皇の実子の安殿親王が皇太子に選ばれた。後の平城天皇であるが、その母は**藤原乙牟漏**であることは先述した。

約二十一年後、桓武天皇が崩御されようとした、その直前に大赦が発せられ、**家持**は名誉を回復する。桓武天皇と大伴家持の関係を垣間見る思いである。

大伴家持は相模守としてはその責務を果たしていないが、歴代の相模守の中で、三人の相模守が万葉集に深く関与していたと考えることは、稀有なことであり、非常に楽しいことである。

相模国は中央政界の政治力学に影響を受ける地方政治の象徴であったと言わざるをえないが、戦略地であったことは想定可能である。

今となつてはこれらの名門出身者を含む官人たちが相模守だったことを誇りに思うべきであろう。

## 第九代・相模守の紀乙麻呂

大伴家持の次の第九代・相模守に任じられたのは**紀(朝臣)乙麻呂**(きの(あそん)おつまろ)(従五位下)で、宝龜十年(七七九)二月であった。しかし兼務発令であった。

大伴家持は相模守叙任から半年後に左京大夫・兼上総守に任じられるので、大伴家持相模守離任から乙麻呂相模守(兼)叙任までの約五年間、相模守の人事の記録はない。その理由を「記録もれ」とするか、相模介の守代理説を考えるか考察が必要である。相模介が従五位下であることから守代理説を採用したい。

**乙麻呂**はちょうど一年前(宝龜九年(七七八))の二月に相模介(兼)に任じられていた。

このように紀乙麻呂以降、前年に相模介に任じられ、翌年に相模守に昇進する慣習が成立することは留意すべきである。以下に相模守代務の可能性をしばらく考察する。

第七代・相模守(兼)の牡鹿嶋足から第八代・相模守の大伴家持、それに乙麻呂が相模介に任じられるまでは、二人の相模守は現地に赴かなかつたと想定した。その期間を叙任年月で計算すれば、牡鹿嶋足から大伴家持まで、九年五か月、大伴家持から乙麻呂の相模介まで三年十一か月間の総計約十三年四か月間となる。

この間、紀乙麻呂までは**文室水通**、**佐太味村**の二人が相模介であつたと考えざるをえない。二人は相模守代理をも果たしていたと想定する。この二人でこの間の相模守代務が可能かどうかを吟味する。

文室水通は相模介から典薬頭に任じられて離任するまでに約七年半の任期、佐太味村は人事発令から計算すれば、七年四か月の任期になり、二人の間には一年半の相模介重複期間があることは先述した。そこで人事発令を基準に考えれば、文室水通は六年、佐太味村は七年四か月の任期ということになる。

**文室水通**は宝龜三年(七七二)四月に「曲薬頭」に任じられた。佐太味村が相模介に任じられて一年半後となるので、人事発令基準で考えると、文室水通は相模介の離任後、一年半は無官(散位)だったと考えざるを得ないが、それを前提で話を進める。文室水通が相模介在任中は中央政界は混乱の中にあつた。

「藤原仲麻呂の乱」の平定直後に相模介として着任したことになるが、その直後、淳仁天皇の廃帝と淡路島配流、孝謙天皇崩御、道鏡問題等の大問題が次々に起こり、中央政府は相模国に目配りする余裕はなかつたであろう。文室水通の六年間の相模介の任期は止むを得なかつたのかもしれない、ただ文室真人家は名門中の名門なので、相模守の昇進があつてもおかしくはないが、その記録はない。光仁天皇が即位され、政情が安定性を増した宝龜三年(七七二)になって文室水通の人事が動き出したことになる。

**味村**は光仁天皇が即位された年に相模介として着任したことになる。政情は安定化し、新たな体制が構築されようとした時期であるが、宮廷、中央政界はまだ安定化していなかつた。大伴家持が相模守に任じられた時の相模介は**味村**と想定しているが、中央政界のことは大伴家持の項で述べたとおり、宮廷では井上皇后の失脚、陸奥・出羽蝦夷征討等が大問題となつた。佐太味村は左平準令に任じられるほど優秀な官吏だつただけに、相模介叙任から紀乙麻呂の相模介叙任までの七年四か月間、**味村**は相模守代務の責務を果たしていたと想定できる。

続日本紀の記録によれば**味村**の記録は相模介の人事発令以降見当たらなくなることからも、長期の相模介の在任期間を想定せざるをえないし、その可能性は大きいと考へる。

想像を逞しくすれば、**佐太味村**は相模介の長い任期を終えたと帰京するか、あるい

は相模国(故郷かも)に留まり、生涯を終えたのかもしれない。

国守の兼任に関して、日本に実在しない人物が国守に任じられた例がある。遣唐大使として唐に渡り、帰国がかなわず客死した藤原清河(唐で「河清」と呼ばれていた)である。天平宝字七年から八年にかけて、常陸守に任じられた。藤原房前の四男で、兄に永手(左大臣)、真楯(大納言。若い時に八束と称され、大伴家持と親交があり、万葉歌人でもある。若くして死去。)、それに弟の魚名(左大臣・内大臣)を輩出するほどだから、清河もまた期待された人物であった。このように実態のない人事も発令されることがあった。唐で生存中は朝廷でも重臣扱いになるが、常陸守もまた名誉職であり、生活費の補償という面も否定できない。相模守も兼任が長いが、相模介が相模守代務を果たしていたことは留意すべきである。

**紀乙麻呂**は、宝龜八年(七七七)八月に正六位上から従五位下に叙位され、同年十月に左衛士員外佐に任じられ、翌年(宝龜九年(七七八))の二月に兼任ながら相模介に任じられた。この時は相模介は**佐太味村**から**乙麻呂**に交代になったと想定する。ところが、**紀乙麻呂**の主務は「左衛士員外佐」であり、相模介は兼任であった。ところが一年後(宝龜十年(七七九))の二月に左衛士員外佐のまま、兼任ながら相模守の人事が発令された。実態が理解しにくい人事発令である。**乙麻呂**の場合には相模守を見込んだ相模介人事発令だったはずだが、左衛士の員外佐に任じられていたので、相模守も兼務発令になった。**乙麻呂**の「員外佐」は定員外の人事なので、主務にはなれなかったかも。そうであれば相模介、相模守として相模国に赴任してきた可能性はある。

翌年の宝龜十一年(七八〇)二月に**吉田(連)斐太麻呂**(よしだの(むらじ)ひだまろ)(内薬正・侍医・従五位下)が兼任ながら相模介に、その三月には名門の**藤原(朝臣)長川**(ふじわらの(あそん)ながかわ)が相模守に任じられた。守・介体制が整っていくことになる。ただ吉田連家は医者の家系だから、この相模介(兼)は特命人事であったはずである。つまり医療制度の整備と考えることは可能である。

吉田連家の始祖として吉田連宣(よしだの(むらじ)よろし)がいた。大伴家持の父で、大納言まで昇進した大伴旅人の京における主治医であった。大伴旅人が大宰帥として大宰府に赴任していた時に手紙を交換している(万葉集の第五卷の八六四から八六七番の四首を参照)。それから時代が降って、宝龜年間になると、吉田斐太麻呂と吉田古麻呂の二人の医者が同時期に活躍していた。文献によれば古麻呂を吉田宣の息子としている。**斐太麻呂**との関係は不明であるが、同門であることはその職務からも疑いようがない。

吉田古麻呂は宝龜七年(七七六)一月に正六位上から外従五位下に叙位されている。天応元年(七八一)四月に従五位下に昇進し、延暦三年(七八四)四月に内薬正(侍医・従五位下)に任じられ、延暦五年(七八六)一月に内薬正・侍医・従五位下で陸奥

大掾の兼務が発令されている。

斐太麻呂の相模介(兼)に話を戻すと、彼は宝龜元年(七七〇)七月に正六位上から外従五位下に叙位された。外従五位下の叙位年から比較すると古麻呂の方が約六年遅いことになり、年齢は古麻呂が若いと想定するが、年齢差の言及は避ける。

翌年(宝龜二年(七七二))の閏三月に内薬正に任じられた。それから内薬正(外従五位下)で各国の掾あるいは介を兼任していった。各国の医療制度の整備という特命を帯びた人事発令だったと想定する。

宝龜七年(七七六)三月に出雲掾、宝龜八年(七七七)一月に伯耆介、宝龜九年(七七八)二月に伊勢介にそれぞれ兼任が発令された。そして宝龜十年(七七九)二月に従五位下に叙位され、侍医に任じられた。そして翌年(宝龜十一年(七八〇))の二月に相模介の兼任が発令されたことになる。天応元年に山部親王に讓位された光仁天皇はその年の十二月に太上天皇として崩御されたので、崩御前に侍医団は京に集められたであろう。吉田斐太麻呂は侍医だっただけに相模介を辞したはずである。崩御前の八月に従五位上に昇進した。光仁太上天皇崩御四か月前だから、太上天皇の医者としての功績が認められたからであろう。それ以降の彼の記録は続日本紀には見当たらない。

一方、第十代・相模守に任じられた藤原長川は藤原家の中では記録が非常に少ない。宝龜八年(七七七)一月に正六位上から従五位下に叙位され、同年十月に中衛少将に任じられ、それから約二年後(宝龜十年(七七九))の九月に衛門佐に任じられ、それから半年後(宝龜十一年(七八〇))の三月に相模守に任じられた。これ以降の彼の記録は続日本紀には見当たらない。

吉田斐太麻呂から相模介を継いだのが安倍(朝臣)木屋麻呂(あべの(あそん)きやまろ)で延暦元年(七八二)閏一月に人事が発令された。桓武天皇が即位されて新元号、延暦元年の記念すべき年であった。

木屋麻呂の阿倍朝臣家も名門である。阿倍御主人(右大臣)、その息子の広庭(中納言)を輩出している。阿倍一門のどの家系か分らないが、安倍朝臣一族には間違いない。天応元年(七八一)四月に正六位上から従五位下に叙位され、その翌年(延暦元年(七八二)閏一月に相模介に任じられた。相模守は藤原長川であった。

翌年(延暦二年(七八三))の二月になると文室(真人)与企(ぶんやの(まひと)よき)(従五位上)が相模介に任じられた。木屋麻呂は約一年強の任期で文室与企と相模介を交代したことになる。これ以降の木屋麻呂の記録は続日本紀には見当たらない。

翌年(延暦三年(七八四))の三月に与企が予定通り第十一代相模守に任じられ、同時に佐伯(宿禰)老(さかえの(すくね)おい)(近衛将監・従五位下)が兼務ながら相模介に任じられた。相模守と相模介はそれぞれ交代したはずである。

**与企**が相模守の時の延暦四年(七八五)一月に、**佐伯老**は兼相模介のまま近衛少将として転出した。相模介は空位になった。

しかし、それから約二年後の延暦六年(七八七)二月に少納言・近衛少将・従五位上の**佐伯老**が兼任ながら第十二代・相模守に任じられた。この時に前任相模守の**与企**は相模介を約一年、相模守を約三年勤めて相模守を交代したと想定した。

同時に**紀(朝臣)真人**(きの(あそん)まひと)(従五位下)が相模介に任じられた。先に相模介に任じられた**紀乙麻呂**と同族で、名門の出身である。紀朝臣家から三人の相模守が任じられている。相模国が重要な戦略地であったことを前提にすれば、第五代・相模守の**紀伊保**は藤原仲麻呂の意向による派遣であるが、第九代・相模守の**紀乙麻呂**と第十三代・相模守の**紀真人**は、光仁天皇の母君が紀朝臣家出身の**紀橡姫**だったことと、藤原宿奈麻呂の判断、桓武天皇の意向があつたことは想定可能である。

先述したが、奈良時代後半になると、このように相模介に任じられると翌年には相模守に任じられる慣習が確立していく。重複する部分もあるが、その慣習を辿ってみる。

延暦二年(七八三)二月に相模介に任じられた**文室与企**が翌年(延暦三年(七八四))の三月に続日本紀による第十一代・相模守(同時に相模介は**佐伯老**)が任じられ、延暦六年(七八七)二月には**佐伯老**が兼任ながら、続日本紀による第十二代・相模守(相模介に**紀真人**)が任じられ、延暦七年(七八八)二月に**紀真人**(従五位下)が続日本紀による第十三代・相模守(相模介に**藤原縵麻呂**)に任じられ、延暦十年(七九一)一月に**藤原縵麻呂**(従五位下)が続日本紀による第十四代・相模守(相模介は**吉備与智麻呂**(従五位下)に任じられた。

**文室(真人)与企**(ぶんやの(まひと)よき)は宝龜十一年(七八〇)一月に正六位上から従五位下に叙位され、延暦二年(七八三)一月に従五位上に昇進し、その翌月に相模介に任じられ、またその翌年(延暦三年(七八四))の三月に相模守に任じられた。

相模介を約一年、相模守を約三年半間勤めて、延暦六年(七八七)九月に右中弁として転出した。延暦八年(七八九)一月に正五位下に叙位され、同年十月には桓武天皇の母君の高野新笠皇太后の葬儀のための御葬司の一人に、そして翌年の一月の皇太后の御齋会司の一人に任じられた。桓武天皇に認められていた証左である。

そして延暦九年(七九〇)二月に太宰大貳に任じられた。この時の太宰帥は誰か推定しにくいだが、藤原宿奈麻呂の盟友の一人、佐伯今毛人が前年八月に辞任して、大宰員外帥だった藤原浜成(藤原麻呂の長子)が同年二月に死去して、後任が選ばれていなかったと推定される。従って**文室与企**は大宰帥代務を兼ねざるをえなかったであろう。正五位下での大宰大貳の叙任は異例である。

まだ赴任していなかったであろう、閏三月十日に乙牟漏皇后が亡くなった。与



企は皇后葬儀の御葬司の一人に任じられた。服喪期間は閏三月末とされた。そして翌月の四月（延暦九年）に正五位下から正五位上に昇進した。この後で、大宰府に赴任したと想定せざるをえない。

大宰大貳の正式位階は従四位下であるので、さらに一階級昇進して、従四位下に叙位される見込みだったことが想定される。

続日本紀の最終期日の延暦十年（七九一）十二月まで、大宰帥は任じられていないので、**文室与企**は、この位階で大宰帥代務まで果たさざるをえなかったはずである。

大宰大貳の叙任では、文室那保企（なほき）と記されているが、与企の名改め那保企と見なされているし、位階昇進が連続していることから、「与企」と「那保企」とは同一人物と想定できる。改名の例はかなりある。藤原宿奈麻呂が良継と改名したことは先述した。しかし、これ以降、彼の記録は続日本紀には見当たらない。

**佐伯（宿禰）老**（さえき（すくね）よき）は宝龜元年（七七〇）八月にまだ内舍人（大初位下）の時に伊勢諸人（従七位下）と共に、鹿毛（かげ）の馬を奉納するために若狭彦神と宇佐八幡に派遣された。延暦三年（七八四）三月に近衛将監（従五位下）で相模介の兼務発令が出された。そして延暦四年（七八五）一月に兼相模介（従五位下）のまま、近衛少将で転出し、同年十一月に従五位上に昇進した。そして延暦六年（七八七）二月に近衛少将（従五位上）少納言のまま、相模守の兼務発令が出された。これ以降の彼の記録は続日本紀に見当たらない。

**紀（朝臣）真人**（きの（あそん）まひと）は宝龜十一年（七八〇）一月に正六位上から従五位下に叙位（文室与企と同時）され、大学頭（天応元年（七八一）五月）、右京亮（同年十月）、摂津亮（延暦三年（七八四）四月）を経て、延暦六年（七八七）二月に相模介に任じられ、翌年（延暦七年（七八八））の二月に第十三代・相模守に任じられた。相模守の人事発令から一か月後の同年三月に、四人の征東副將軍の一人に任じられた。相模守としての任期は無きに等しいが、この頃、陸奥・出羽蝦夷征討は重要な政治課題であった。相模介としては約一年間の任期しかなかった。

征東副將軍の三年四か月の任期を終えて、延暦十年（七九一）七月に中務少輔（従五位下）に任じられた。初叙位から十一年半が経っているが、ここまで従五位下のままで、昇進していない。これ以降の彼の記録は続日本紀には見当たらない。

**藤原（朝臣）縵麻呂**（ふじわらの（あそん）かずらまろ）は延暦四年（七八五）十一月に

正六位上から従五位下に叙位され、皇后宮大進を経て、延暦七年（七八八）年二月に相模介に任じられた。第十四代相模守に任じられたのは、相模介叙任から三年後（延暦十年（七九一）一月）で、守・介の叙位慣習としては異例であった。その理由は不明である。日本後記の延暦二十三年（八〇四）一月に正五位下から正五位上に昇進し、同年同月に豊前守に任じられた記録がある。従五位上から正五位下の昇進の記録以降、続日本紀ではなく、日本後記になるので、彼の記録を探索尽くしていない。

吉備朝臣与智麻呂（きびの（あそん）よちまろ）は藤原縵麻呂の相模守叙任と同時に相模介に任じられた。彼は延暦九年（七九〇）二月に正六位上から従五位下に叙位され、翌年の一月に相模介に任じられた。吉備朝臣家は留学生として渡唐した下道朝臣真備が称徳天皇に仕え、右大臣まで昇進した氏姓改め「吉備朝臣真備」を始祖とする。古来から下道臣と称され、天武天皇十三年に「朝臣」姓が与えられているほどだから名門であった。吉備真備の実績から一目置かれていた家系であった。与智麻呂は相模介を一年間勤めれば、相模守に任じられるはずであったが、続日本紀の最終部分なので、記録に残されることはなかった。続く「日本後記」は編集方針が異なり、彼の記録は日本後記の前半には見当たらない。

## 参考資料

### その一 国司制度の変遷

国司制度を歴史的に概観すると、まず推古天皇二十八年（六二〇）に臣・連・伴造・国造制度が制定され、中央政府による統治体制が敷かれた。

そして、革命的改革が行われたのは大化改新が宣言された皇極天皇四年（六四五）であった。中大兄皇子（後の天智天皇、中臣鎌足たちによって蘇我入鹿を倒し、大化改新（大化元年）が宣言された時に、国家制度が大きく改正された。

「大化の改新」を要約すると、その第一は「公地公民」で、これまで認められていた部民、土地の私有が禁じられた。そのかわり、官位を有する官人は食封（へひと）（給与として戸口）が、与えられ、それ以下の官人・百姓には布帛（きぬ）が与えられることになった。

第二が「京師の創設」で土地の区画が定められた。京では「坊」が、地方では「郡」が基本単位となった。郡に限れば、大郡（四十里以上）、中郡（三十里〜四里）、小郡（四里）に分類され、国造の中から選ばれた郡司は、郡の規模によって大領、中領、少領と称された。国造とは臣、連、伴造の次に位置する身分の者である。

しかし、里制度に関しては、実利的な対策として、靈龜元年（七一五）に「郷」と改められ、一から数里が郷として、郷長が任命された。「郷里制」であり、「某郡某郷某里」と称せられた時期がある。天平十年（七三八）ごろ廃止されたという。

「和名抄」には、相摸国は八郡に六十七郷（参考…現在神奈川県に属する武蔵国は三郡に二十郷）が記録されている。

第三が戸籍・計帳・班田収授法の施行である。五十戸を一里として、里長が一入置かれた。そして租稲が定められた。

第四が従来の「賦役」を止めて、「田の調」で代用可能とした。絹・緇（ふとぎぬ）・糸・綿が地域によつて選択代納が可能になった。その他に田の広さによつて絹、副として塩等、戸数によつて馬、武器等の納税が課せられた。そして五十戸毎に仕丁（つかえのよほろ）を置き、費用はその五十戸の負担となった。采女の供出も要求される地域もあったが、その費用は供出先が負担した。

このあたりの事情を語っているのが、この年七月に即位された孝徳天皇が、即位の翌月に東国の国司を呼び寄せて発せられた勅である。

天皇は全国を直接支配する体制を宣言された。これまで宮家を管理していた国造（くにのみやつこ）・伴造（とものみやつこ）・県稻置（こおりのいなぎ）に代つて、中央から派遣される国司（長官、介（次官）、主典）によつて全国を統治することになった。この新体制が成功するために国使として「朝集使」が派遣される制度が創設された。

その朝集使の報告の結果、東国の八道（国に同じか）に派遣された国司の成果が問題になった。「東国八か国のうち二か国の国司は法に従っていないかった。」と。この二か国とはどこか明記されていない。文献（七）から推定すれば、相摸国はその二か国の一つで、それは国造の勢力が強かったからと考えられる。

注）古代大和朝廷では、国造・県主と呼ばれる豪族がいたが、大化改新以後、国造は、主として祭祀を司る者となり、それまでの政務は郡司が代った。大宝律令発布後も全国に国造は存在し続けた（九世紀成立の先代旧事本記十巻『国造本記』を参照）

そして、時代が降つて、大宝律令が施行されたあと、国司として、守・介・掾・目が制定され、「食封（へひと、あるいは、じきふ）」に関して次のような改正がなされている。

禄令によれば、位階が三位以上には食封が与えられ、四位以下は位禄と蓋（きぬがさ）が支給され、五位では位禄だけであったが、四位にも食封を与えるように改正された。一方、諸王・諸臣の位封が正一位は六百戸（従来は三百戸）、従四位を最下限の八十戸とするように改正された。

## その二 朝集使

「相摸国封戸租交易帳 天平七年閏十一月十日」にも「朝集使」のことが記されているので、改めて、ここで「朝集使」のことを確認する。

「朝集使」は、大化改新の時に創定された。そこでは、「国使」と記され、「国が派遣した官人」のように考えられるが、実際は、諸国から報告する制度であった。大宝律令では、その国の国司の四等官まで（守、介、掾、目（さかん））までの一人と随員として史生が報告のため都に派遣された。守が行くことはまれであった。

大宰府や諸国から、考課のための行政文書等の資料を提出させるためであった。

「朝集使」の派遣を実証する資料が万葉集にある。

「朝集使」を万葉集で検索すると五首が抽出される。

（一）卷十八・四一一六番 作者 大伴家持（越中守）

朝集使 越前国・掾・久米朝臣広縄

天平二十年 天平感宝（改称、勝宝）元年五月

（二）卷十九・四二二五番 作者 大伴家持（越中守）

朝集使 越中国・少目（しょうさかん）・秦忌寸石竹

天平勝宝二年十一月

（三）卷十九・四二四八番 作者 大伴家持（越中守）

朝集使 越前国・掾 久米朝臣広縄（越中守離任の挨拶）

天平勝宝三年七月十七日付け

（四）卷二十・四四四〇番 作者 郡司妻女

朝集使 上総国・大掾 大原今城

日付不詳（ただ、天平宝字元年に従五位下に昇進している）

大掾の時は天平勝宝年間の九月あるいは

十月と推定）

（五）卷二十・四四七三番 出雲守・山背王

朝集使 出雲国・掾 安宿奈杼麻呂

天平勝宝八年十一月八日（日付あり）

（この歌は、奈杼麻呂が朝集使で派遣されることになって、上司の出雲守の山背王が歓送の宴で詠んだ歌。上京した奈杼麻呂宅で開かれた宴で本人によって披露された。日付は宴の日。この宴には讃岐守・安宿王がいた。その他の同席者は不明）

以上五首で大伴家持が越中守と帰京後の兵部少輔の時の関係者が多い。ここで注目すべきは、国守は朝集使の歓送会は開いてくれるが、自分が朝集使として

上京する記事は一切ないことである。

朝集使として上京した奈杵麻呂の自宅の宴に讃岐守・安宿王がいるが、讃岐国の朝集使なのか、赴任前のことか判然としない。朝集使とすれば、そう書き記したと考えるから後者と考える。

万葉集の事例からは、朝集使は、三等官あるいは四等官が任命されていることがわかる。畿内以外の諸国は必要な資料の提出期限が十一月一日（畿内は十月一日）になっていたので、その期日に間に合うように国を出立した。越前国朝集使の久米広縄の場合には、半年間も京に留まったことになるが、越中守の相伴家持と懇意だったので、相伴家持の用事を済ませるために、京の滞在期間が伸びたと考えられる。相伴家持は、赴任直後に急死した弟の「文持（ふみもち）」の葬儀にも出席できていなかった。

### その三 「相摸国封戸租交易帳 天平七年閏十一月十日」

まず、相摸国は八つの「郡」からなっていた。「交易帳」の表記を記すことはできないので、ホームページによって対応させると、足柄上郡（足上郡と記す）、足柄下郡（足下郡と記す）、陶綾郡（餘綾郡と記す？）、大住郡（同上）、高座郡（同上）、三浦郡（異字！）、鎌倉郡（同上）それに愛甲郡（対応不明）である。

**この「租交易帳」は食封（貴族の給料）を八郡が納めるための戸数と田の広さが記されている。**

それと同時に食封を納めるべき人物と寺の名が記されている。

舍人親王（一品）、山形女王（従三位）、鈴鹿王（従三位）、檜前女王（従四位下）、三島王（従四位下）、高田王（従四位下）それに大官寺である。

個別に言及すると、まず大官寺は、天平七年現在では、大官大寺（後の大安寺）の一寺を指すと思われるが、平城京官寺を意味する可能性もある。当時の官寺は弘福寺、法興寺（元興寺）、薬師寺、それに法隆寺等があった。天平十五年頃からは、東大寺、西大寺等が加わって平城京七大寺と称されるようになるが、これらの寺の費用は食封として支払われ、諸国が負担していたようだ。

相摸国から食封が与えられていた重臣の経歴を概観する。

留意してほしいのは前述したが、四位の官人には位禄と蓋が支給されていたが、食封が支給されるようになったことを実証していることである。

まず「一品 舍人親王」は天武天皇の子で、日本書紀を奏上したことで有名。

舍人親王が「一品」に叙位されたのは養老二年（七二一）一月で、その二年半後に日本書紀が奏上されたことになる。日本書紀にはほとんど記録がないが、続日本紀には経歴がかなり詳しく追える。聖武天皇が即位された神亀元年に封戸五百戸が加増されている。

舍人親王は益封として総数二千五百戸に及ぶ封戸が与えられていた。相摸国だ



けではなかったであろう？

一品の舍人親王が知太政官事として亡くなったのは天平七年十一月十四日であるから、天平七年の相摸国の朝集使はその訃報を京で知り、葬儀に参列した可能性がある。相摸守の田口朝臣家主が相摸国にいなかったのは、舍人親王の病氣見舞いかあるいは葬儀参列のために上京していたかもしれない。

同年の二か月前の九月三十日に一品の新田部親王が亡くなっているが、天平宝字元年にこの二人の親王の子が皇位継承問題に巻き込まれ、遺詔の新田部親王の子、道祖王が廃され、舍人親王の子の大炊王が淳仁天皇に即されたことは先述した。

次の「**從三位の山形女王**」は、天平十七年八月二十七日に正三位で亡くなっている。薨伝によれば高市皇子の娘であるという。

高市皇子は大宝律令以前の皇子なので親王とは呼ばれない。藤原京の建設を主導し、持統天皇の時に、皇子尊と称され、皇太子と見なされていたが、持統天皇十年七月十日に亡くなり、草壁皇太子の軽皇子に譲位された（文武天皇として即位。続日本紀の始まり）。

高市皇子の長子の長屋王は、右大臣の時（天平元年）に謀反の疑いで逮捕され、妃の吉備内親王とその実子は自害した。

山形女王は高市皇子の娘であるから、初叙位は從四位下であるが、いつ叙位されたか記録はない。ただ神龜元年二月に正四位上に叙位されているので、天平七年の「**從三位**」の位階は予想できる。

次の「**從三位の鈴鹿王**」も高市皇子の子であるが、長屋王とは異母弟にあたり、「長屋王の変」では不問にされた。

天平七年では、天平五年の時の推定から、大藏卿・從三位だったと想定できる。天平七年の舍人親王の葬儀を鈴鹿王が監督・護衛の任を担っている。天平九年八月に舍人親王の最高官位の「知太政官事」に任じられている。舍人親王と深い関係があることが窺い知れる。天平十七年九月四日に知太政官事・兼式部卿・從二位で亡くなった。先述の山形女王の薨から一週間後であった。

この年の相摸守は続日本紀の第一代の秦井手乙麻呂であったが、食封を提供している二人の葬儀に相摸守は出席したのだろうか。それを示す資料はないが、天平七年の田口家主の場合には、舍人親王の葬儀に参列したと想定したので、山形女王と鈴鹿王の葬儀にも参列したと考えるべきことになるのだが……。相摸国は、食封を提供する中央政界の重臣に、いろいろお願いができたと思えるから、公私の繋がりを重視したと考えるのは現代的すぎるだろうか。

次の「**從四位下の檜前女王**」だが、続日本紀の天平九年（七三七）二月に從四位下から從四位上に昇進している。したがって天平七年の從四位下は間違いない。詳細は不詳。

ただ、万葉集の巻二・二〇二の作者に「檜隈女王」がいる。いずれも「ひのくまのひめみこ」と呼ばれることから、同一女性ではないかと想定される説もある。この歌は「高市皇子の挽歌」に添えられた反歌であることから、高市皇子の関係者と想定される女性である。山形女王、鈴鹿王が高市皇子の子であることから、檜前女王を高市皇子の子と考える可能性は高まってくる。

次の「**從四位下の三島王**」は養老七年(七二三)一月に無位から從四位下に叙位された。初叙位から天皇から三世王であることが分かる。天平七年(七三五)まで十二年経っているが、それまで昇進していないが、異常ではない。

位階によって「相摸国封戸租交易帳」の三島王が「続日本紀」の、この三島王であることは想定できる。どういう家系の王かは不明だが、万葉集の歌の三島王と対応して考えることは可能であろう。

万葉集の「三島王の、後に追いて松浦佐用姫の歌に和へたる一首」(巻五・八八三)と題詞にある三島王である。この歌は天平二年七月以降に詠まれた。もっと正確に言えば、経過時間を考慮すれば九月頃と想定できる。そうであれば天平七年の「交易帳」の三島王は、この万葉集の歌の三島王と同一人物と想定できる。

すなわち、この歌は、筑前守の山上憶良が松浦県佐用比売の歌(巻五・八六八番以下三首)を詠み、大宰帥・大伴旅人に贈った時に、その佐用比売の相手、大伴家の先祖の一人、新羅征討將軍の大伴佐提比古(日本書紀では狭手彦(きてひこ)のことであることから、大伴旅人は懐かしく思い、自らも歌(巻五・八七一)を詠んだ。その大伴旅人の歌には「後の人」が詠み繋いでいくが、三島王も「後の人」の一人として先述題詞の歌を詠んだ。京において、大宰帥・大伴旅人に送ってきた歌ということになる。この三島王は舍人親王の子と解釈されている。

確たる資料があるわけではなさそうだが、舍人親王の子として探究されているようだ。「相摸国封戸租交易帳」と万葉集の三島王が、それぞれ天平七年と天平二年の王であるから同一人物と想定することは可能であろう。ただこの三島王が舍人親王の子と想定することは大胆なことであるが、「相摸国封戸租交易帳」の食封の提供さが、相摸国であり、舍人親王と同じであると考えることはより想定の確かさを示しているのかもしれない。

同じ論法であれば、高市皇子の子と考えることは可能になるが、三島王は、從四位下に初叙位された養老七年(七二三)では、二十二、三歳と想定されることから、高市皇子の死(持統天皇十年(六九六))と少しずれることから子と考えるのは無理がある。

従って、三島王は一品・舍人親王の子で、大伴家と倭歌で親交のあった王ということになる。

最後に「**従四位下の高田王**」であるが、神龜元年（七二四）二月に無位から従四位下に叙位されたので、天皇からの三世王である。

この時に同時に長屋王と吉備内親王の子の膳夫王も無位から従四位下に叙位された。長屋王は天皇から三世王であるから、膳夫王は四世王であるはずであるが、靈龜元年（七一五）二月に吉備内親王の子はすべて皇孫にするとの勅がでていた。

そのことによって膳夫王は天皇から三世王となり、初叙位が従四位下になった。この勅によって長屋王は親王と称されるようになり、「長屋王の変」の一因となった。

奇妙な符号があるが、高田王が天平七年（七三五）閏十一月八日に宮内卿・従四位下で亡くなった月に「相摸国封戸租交易帳」が報告されたことになる。

この高田王が「相摸国封戸租交易帳」の高田王であることは強く想定可能である。どの親王の子か不明であるが、相摸国の食封から推定すれば、舍人親王の子である可能性は高くなる。他の情報による確認を待ちたい。

#### その四 「続日本紀」に記録された相摸国の実情

大宝元年（七〇一）年八月に相模国を含む十九か国で「いなご」が大発生し、大風が吹き、家屋の倒壊、収穫に大きな被害が出た。約二十日後に巡察使が派遣された。「使いが派遣され、産業を巡察させ、人民に物を施して救済させた。」との記録があるので、中央政府は相模国をも援助したはずである。

次に大宝三年（七〇三）五月に相模国に疫病が流行った時に中央政府は薬を支給し、治療させている。

和銅六年（七一三）五月に、相模国は、税納付に対しても相摸名産というべき、**絶（あしぎぬ）**（目の粗い絹布）、**硫黄石・白礬石**（はくはんせき）・**黄礬石**（きはんせき）（鉱物薬として使用されていたか）を輪納で納めていた。

靈龜元年（七一五）五月頃、防人の大宰府への派遣は勿論だが、相摸国の良民を陸奥国に移住させることに協力している。

ただ和銅二年（七〇九）三月に陸奥・越後の二国の蝦夷が良民に危害を与えることが多発し、巨勢麻呂（左大弁・正四位下）が陸奥鎮東將軍、佐伯石湯（民部大輔・正五位下）が征越後蝦夷將軍に任じられ、派遣された時に兵士が挑発されたが、陸奥蝦夷征討のために、遠江国、駿河国、甲斐国、信濃国から、越後蝦夷征討には上野国、越前国、越中国からであり、相摸国を含む東国は含まれていない。上野国のみは越後国に近いから兵士の派遣が命令されたのである。

ここで注目するのは、陸奥蝦夷征討に兵士が挑発された国が、常陸国、上総国、下総国ではなく、相摸国よりも大和朝廷に近い国だったことである。まだ派遣

できない背景があったのであろうか？

それでも時代が降ると、陸奥蝦夷の反乱に対して軍兵を派遣している（神亀元年（七二四）四月）。

続日本紀によれば、天平十五年に相摸守が中央政府から派遣されるようになってから、奈良時代の相模守は総勢十四人だが、藤原朝臣家三人、紀朝臣家三人、文室真人家、石上朝臣家、栗田朝臣家、大伴宿禰家、佐伯宿禰家がそれぞれ一人となり、これだけで十一人となるが、いずれも中央政界でも名門の出身者であった。そういう意味で相模守は中央政府から注目されていた人事であったことが分かる。

藤原家の権益が及んでいる常陸国のような国でもなく、蝦夷の反乱等に悩まされる未開の地がある土地柄でもなく、防人を大宰府に送りだす負担を負っていたが、それによって中央政界の情報、異国の情報などが流入し、文化的で、平和的な国であったと想定される。

しかも、今回「相摸国封戸租交易帳」を参考にできて、相摸国は食封を提供するかわりに、皇族あるいは四位以上の高官の保護を受けていたことが想定できる。

天武天皇の皇子に限れば、高市皇子、舎人親王とその子たちとの関係が深いことが想定できた。

今回の調査範囲は「続日本紀全範囲」であり、時代的には文武天皇即位から桓武天皇の延暦十年までに限定される。延暦十一年から「日本後紀」の国史編纂になっていくが、延暦十二年までは奈良時代なので、極一部であるが「日本後記」も調査している。

そして延暦十三年に平安京遷都が行われ、平安時代が始まっていくので、延暦十三年以降の相模守と相模介は言及されていない。

### その五 官人の任期

大宝律令が施行されてから、慶雲三年（七〇六）二月に、選任令の「任期」の規定に関して、実施令が改正された。選任令では最上官はみな六考（六年）を限度とし、他の種類の官の場合には、種類毎に更に二年加え、最高は十二考（十二年）となっていたが、長いので、官職の種類毎に二年減らすことが公布された。

この令に従えば、国守は六年から四年に変更されたと考えられる。

しかし、天平末期の実例を挙げると、相摸守にも任じられた大伴家持は越中守を経験しているが、その任期は五年であったし、藤原宿奈麻呂の相摸守の任期も四年半であった。

二人とも、四年に限定されていないことから、特別なことがない限り、常識的

に国守の任期は四年を目標としたということだろうか。六年も考えておいた方がよさそうである。第七代相摸守の牡鹿嶋足は兼任ながら、任期は十年に及んでいると想定される。陸奥蝦夷対策等の国内情勢の影響があったからと想定できる。相摸守を辞任させて、陸奥蝦夷対策に専念できる任務を与えることも考えられるが、そこが、蝦夷対策の後方支援国としての相摸国の役割が重視されたのではないか。古代史の研究で明らかにしてほしい課題である。

一方、相摸介は六年から八年と考えてよさそうである。相摸介として佐太忌寸味村は約七年半に及ぶ任期を想定せざるをえないが、選任令によつては、異常に長い任期でなかったことになる。

#### その六 姓（かばね）制度（「**氏姓制度**」）

天武天皇十三年に制定された「八色姓制度」によつて、それ以降、これらの「姓」によつて家柄が固定していった。それは、貴族や豪族の願いだつたのだから。**当時、氏名や「姓」は下賜されるものであり、むやみに氏姓を名乗ることはできなかった。**

相模守、相模介がどんな家系の人物かを判断するのに「姓」を理解することは不可欠である。

天武天皇十三年に、「八種の姓（かばね）」が制定され、第一に「真人（まひと）」、第二に「朝臣（あそん、万葉集では「あそみ」とも読まれるが、本著では「あそん」で通す。）、第三に「宿禰（すくね）」、第四に「忌寸（いみき）」、第五に「道師（みちし）」、第六に「臣（おみ）」、第七に「連（むらじ）」そして第八に「稻置（いなき）」である。第一から第八に、それぞれ順に階層をなす。

「姓」には、右記のように順位が付けられて、家柄を表す基準になるが、官人としての昇進に、影響を与えていた。

本著では、続日本紀初代相摸守・秦井手乙麻呂は「姓」を有していないことから、地方出身者であると想定した。「姓」を有していなかった人物が昇進した時には、ほとんど「姓」が与えられた。本著では「牡鹿宿禰嶋足（第七代相摸守）」の例（先述）がある。初代相摸守に叙任された「秦井手乙麻呂」は「姓」がない。

記録がないが、外従五位下で相摸守に任じられたほどだから、「姓」を与えられたはずである。

#### その七 位階と官職の関係

「続日本紀」の位階は大宝律令制定前の一部を除いて、大宝律令に遵守している。その中で、原則的に続日本紀に経歴が記録されるようになるのは、従五位下（あるいは外従五位下）から上位の官人であることは繰り返して述べてきた。



従五位下になると貴族階級と認められる。

初任位階は、親王・内親王の場合は四品、皇孫の場合は従四位下、皇孫以下、それに貴族階級は従五位下であった。

官人（諸臣）としては、「少初位下」から始まり、三十の位階からなる。「相摸国封戸交易帳」に署名されていた史生の王善徳は「大初位上」だから、下から第四番目の位階の人であった。

五位になれば、貴族として処遇され、従五位下、従五位上、正五位下、正五位上と順に昇進する。四位も同じように四つの位階からなる。三位以上は従と正の二階級からなる。

臣下の最高官位は太政大臣で、位階も最高位の正一位であった。本著でもたびたび名前が挙がる「藤原仲麻呂」は正一位・大師（太政大臣に相当）まで昇進した。

権力を手中に収めた人物しか辿りつけない官位であるが、通常は、亡くなった後に功績に応じて贈られる位階と考えてよい。

従一位で左大臣、正二位と従二位がそれぞれ左大臣と右大臣（固定的ではない）で、正三位で大納言、従三位と正四位上で中納言、大宰帥は従三位と決められていた。

時代、政治情勢によって異なる。

聖武天皇が即位された神亀元年頃は、大納言も中納言も正三位で、大伴旅人が大納言になったのは従二位であった。長生きしていれば右大臣にもなれる位階であった。吉備真備は従二位で右大臣に叙せられ、藤原豊成は従二位で大納言から右大臣に叙せられた。

一方、四位になれば、中央官庁の長官に任じられた。

大宰大貳（大宰府次官）は従四位下以上であり、五位であれば、中央官庁の次官（大輔）から三等官（少輔）に任じられた。

従五位上であれば、大国の国守、従五位下であれば上国の国守に任じられることは前述した。兼任もあり、政治情勢によっても異なるが、これが目安である。相模守の中の最高位階は二人が従四位下であったが、すべて兼任で現地に赴くことはなかったと考えられる。国守は原則として従五位上、あるいは従五位下の官人が派遣された。

ところで、続日本紀の第一代相模守の**乙麻呂**の位階の外従五位下に言及する。

大宝律令と養老令では諸臣の位階に内位制と外位制が制定され、外位制は正五位上まで制定されていた。しかし、外位制の適用は従五位下から下位の位階に限定されていた。

ところが、聖武天皇が即位されると従五位の内位に対して外従五位の外位制度が導入された。神亀五年（七二八）五月に正式に運用が宣言された。

外従五位下は。従五位下よりは、一段階、格が低く、外従五位上か、あるいは従五位下への昇進を果たさなければならなかった。

従五位下になれば貴族として処遇されたが、外従五位下は準貴族と言うべきであろうか？ しかし、外従五位下になれば続日本紀に記録が残された。このことは原則で、記録もれ等があることは避けられない。

それでも外従五位下から昇進した注目すべき例をあげる。天平時代到大納言まで昇進した巨勢奈豆麻呂（こせのなてまろ）である。

すなわち天平元年（七二九）一月に外従五位下に叙位され、二年後の天平三年（七三一）一月に従五位下に叙位され、本流に戻ったが、その時、彼は六十二歳の高齢であった。しかし、それから彼は大納言（従二位）まで昇進する。彼の場合には、「壬申の乱」に敗れた近江朝の大納言だった父（巨勢人）と共に配流になっていたことが、名門中の名門出身とはいえ、初期の昇進に影響していた。

### その九 古代の土地制度の変遷

古代の生活史を辿る上で、基本になるのは土地制度であろう。

勿論、縄文時代は、家族のあるいは部族的に定住していたが、土地を開墾することはまれで、食料の自然採取が主たる生活であつたろう。従つて縄張りを主帳することは当然であつたろう。

しかし、縄文後期から弥生時代になって、稲作等の穀物栽培が本格化し、田畑の開墾それに管理が重要視されるようになったであろう。生産性の向上に伴つて、集团的農業管理が行われるようになった。これが、史跡発掘調査から明らかにになった真実である。

相摸国を含む東国八か国も、このように発展してきた。

問題は、中央集権的政治体制になって、徴税のために、為政者が土地制度をどのように進めてきたかの経時的変遷が問題である。

国史に記された土地制度に関する記述を掲げてみる。

まず、日本書紀の崇神天皇十二年（前八六）九月条に「初めて人民を調査し、調役を課す」という記事が見られる。この記事は、為政者が、人民の収入によつて税金を取るために、人口調査をしたことを意味している。現代の徴税制度と同じと考えてもよさそうである。つまり、土地の私有を認めていると考えてもよさそうである。崇神天皇十二年が前八六年かどうかは、議論の余地があるとしても、縄文時代後期になるので、こうした徴税制度は想定可能である。しかし、まだ国家という概念はなく、「クニ」という単位で考えるべきであろうか。ところが、大和朝廷が全国的に支配体制が、出来上がると、「土地の私有」さえも認めない中央集権的体制が敷かれることになった。

国史の記述を辿ると以下のようなになる。

孝徳二年（六四六）一月条に、班田收授法が公布され、公地公民、調・庸・租の徴税制度が、そして、中央集権的体制を維持するために、京師・国司・郡司制度が制定された。

こうした大胆で、革新的な土地制度、支配体制が可能になったのは、天皇家と覇権を競っていた蘇我家が減ぼされたからだろうと推定するのは可能である。

こうして、中央政府から、国司・郡司が派遣され、貸与えた土地の管理、農業の助成による農業生産性の向上が計られ、その結果、徴税を促進する体制が出来上がっていった。

相摸国も、この例にもれないだろうが、実態は国々によつて異なっていたはずである。

こうした発展を遂げていた土地制度は、文武天皇（続日本紀）の大宝元年（七〇一）に区分田制度として制定され、その内容が養老律令によつて明らかになった。それによると、六歳以上の男女に田が貸与えられ、女子は男子の三分の二であった。

国司、郡司がその管理にあたっていたことになる。大宝律令公布後は国司として、守・介・掾・目が国レベルで管理し、郡では大領等が管理し、更に里長が戸別毎に管理する体制が整ったようである。区分田から上がる収穫米は、交易によつて絹、木綿、塩等として納めることも可能であった。注目するのは、種もみを政府が貸与え、その分、利子をとっていたことである。

土地には、公田（区分田・班田）、私田（位田・賜田・墾田）、公廨田（大宰府官人と国司に与えられる田）があった。

その他に、徴税の一つの形として、食封（じきふ）がある。高級官人の給与等に使用された。この大宝律令によつて設定された口分田制度もまもなく、破綻していく。元正天皇の養老七年（七三三）四月に「三世一身の法」が設定された。人口増加に伴って、土地の開墾を促進するために、開墾地を三世代にわたって私有することを認めざるを得なくなった。更に、聖武天皇の天平十五年（七四三）五月には「墾田永年私財法」が公布され、開墾地の私有が認められた。有力な寺社や豪族には利益をもたらした。その弊害が大きくなった結果、孝謙天皇は、天平神護元年（七六五）三月に「墾田永年私財法」を停止された。永久に私有しようとして開墾することは禁止された。開墾は停滞しただろうが、弊害を重視した決断であった。

本著の相摸守・相摸介の調査範囲では、相摸国も、口分田制度の享受から、三世一身の法、墾田永年私財法の設定、およびその停止を経験したことになる。その結果、相摸国の産業、生産性向上にどのような影響を及ぼしたかは、関心のあるところである。

## その十 古代の戸籍調査

為政者にとって、戸籍を調査することは、もっとも重要な施策であったはずである。先述したが、時代的考察は別にすれば、日本書紀の崇神天皇時代に、その記録があるのは納得できる。

しかし、国家的レベルで戸籍調査した最古の事例は**庚午年籍**であろう。

「庚午年籍」とは、天智天皇の庚午の年、つまり天智九年（六七〇）二月条の日本書紀に記された「戸籍を作り、盗人と浮浪人を取り締まった」とその目的が記された戸籍簿である。初めての全国的な戸籍簿とされているが、原簿は残っていないという。

その後、天武天皇の時代の「飛鳥浄御原令」の制定に従って持統天皇の庚寅の年、つまり六九二年に改正された「庚寅年籍」が作成され、更に、大宝律令（七〇一）で改正され、次に養老律令によって改正されていく。

大宝三年（七〇三）七月に、改変されることを防止するために「戸籍・計帳を設けることは国家の大きなきまりである」として「庚午年籍を基準にするようにせよ」との詔がでている。

各国は庚午年籍の補充に力を入れていたはずである。

大宰府庁が管轄下の九州地区の大規模な戸籍調査を統括していたことが明らかになる。九州全体の戸籍簿が大宰府から朝廷に提出され、太政官が承認の印を押したという記事が、神亀四年（七二七）七月条にある。

（注）平成二十四年六月十三日（水）の読売新聞の朝刊に「最古の「戸籍」を記した木簡が大宰府市の国分松本遺跡で発見されたことが、一面のトップで報道された。戸籍調査は、養老律令によれば、六年毎に作成されることになっていた。

今回発見された「木簡」の他に、正倉院に保管されている戸籍を記した現存最古の「木簡」（大宝二年（七〇二））は福岡県糸島半島北部で発見されたことが同記事の中にある。いずれも大宰府管轄下の地であったことは、九州各国の戸籍情報を集約していたこともあるが、いかに大宰府が九州地区の管理に腐心していたかを示している。

## その十一 続日本紀による相摸国と武蔵国、あるいは上野国との関係

大宝律令が発令されてから、東国の人か国のうち、七か国の国守が一斉に派遣されたが、相摸守のみ記録がなかった。それから天平十五年までの四十年間、相摸国の国守の任官の記録が続日本紀には欠けていることは先述した。

天平七年の田口朝臣の相摸守を考慮すべきかどうかはあっても、異常である。そこで武蔵国と上野国の国守の記録を調べてみた。

## 武蔵守

相摸守の派遣が定常的に派遣されるようになった天平十五年までの武蔵国の国守派遣を辿ってみる。

続日本紀に記録された武蔵守を列挙してみる。

(一) 引田祖父 (従五位下、大宝三年(七〇三) 七月) — 「次の国守派遣まで間四年八か月」国守交代と想定できる」 — (二) 当麻桜井 (正五位下、和銅三年(七〇八) 三月) — 「次の国守派遣まで三年弱」国守交代と想定できる」 — (三) 大神狛麻呂 (正五位上、霊龜元年(七一五) 五月) — 「次の国守派遣まで約四年強」国守交代と想定できる」 — (四) 多治比県守 (正四位下、養老三年(七一八) 七月) (この時は、初の按察使として派遣され、相摸、上野、下野国をも管掌下に置いた) — 「多治比県守は翌年の養老四年(七二〇) 九月には播磨国按察使に任じられているので、武蔵守の任期は約一年間だった。同年九月に発生した蝦夷の反乱によって按察使・正五位上・上毛野広人が殺害され、彼は持節征夷將軍に任じられて陸奥国に派遣されている。多治比県守が一年で離任したとすれば、次の国守派遣までに約十一年の空白期間がある。記録もれなのか、多治比県守が武蔵守を兼任したのか、あるいは記録もれの可能性がある。」 —

(五) 布勢国足 (従五位上、天平三年(七三一) — 「次の国守派遣まで、七年あるが、この間に二代の武蔵守の可能性がある」 — 栗田人上 (従四位下が天平十年六月の死亡記事がある。従って布勢国足の後に栗田人上が武蔵守であった) — 死後二か月して次の国守が派遣された」交代時期を想定) — 多治比広足 (正五位下、天平十年(七三八) 八月) (多治比広足は多治比県守の弟。天平宝字四年(七六〇) 一月二十一日に散位(離職)・従三位で亡くなっている) — 「次の国守派遣までに約八年の期間がある。記録もれの可能性があるが、この時期は藤原広嗣反乱、恭仁京遷都、国分寺・尼寺造営の勅等、朝廷は混乱の極みにあった。多治比広足の任期が伸びた可能性もある。」 — 紀清人 (従四位下、天平十八年五月) (紀清人は国史編纂に寄与して元正天皇に用いられ、昇進した。赴任年の正月に、元正太上天皇を中宮に訪問し、太政官のトップと同席していたことが、万葉集(巻)で明らかになっている。学者であった。

これ以降の武蔵守の派遣記録は圧愛するが、紀清人が武蔵守に任じられてからは、相摸守もほとんど記録もれなく記録されるようになった。要するに武蔵国は大宝三年以降、ほとんど記録もれなく、武蔵守が辿れるという事実である。相摸国との大きな大差は一考すべき余地があるのではないか。

## 上野守

武蔵国は大宝三年に国守派遣が記録されたが、上野国では、五年後の和銅元年の東国七か国一斉国守派遣の時に初めての記録になった。田口益人(従五位上、和銅元年(七〇八) 三月) — 「次の国守派遣は次の年。和銅二年三月に陸奥、越後の蝦夷が叛乱をお越し、田口益人はそのために転出したか」 — 平群安麻呂



（従五位下、和銅二年（七〇九）十一月）―「次の国守派遣まで約五年〱交代時期と想定できる」―大宅大国（従五位下、和銅七年（七一一）十月）―「養老二年（七一八）七月に武蔵守の多治比県守が按察使に任じられ、上野国、下野国、相模国を管掌下におくが、その時の上野守は大宅大国の可能性が高い。その次の国守派遣記録まで二十八年間の空白期間がある。この時期は、明らかに記録もれを考えざるをえない。ただ記録もれになる要因は考察すべきであろう」―小野綱手（外従五位下、天平十八年（七四六）四月）（この時期から、相模守の記録はもれなくなっているが、この同じ時期に外従五位下の人物が上野守（天平十八年）と相模守（天平十五年の秦井手乙麻呂、天平十九年の葛井諸会）に任じられているのは興味深い。

## その十二 その他の資料

雄略天皇（四七二）七月 国・県に桑を植えさせ、秦の民を遷して庸・調を献じさせる。

安閑天皇二年（五三五）各地に屯倉を置いた。

## 参考資料その一 相模国の国府、国分寺・尼寺発掘調査

### その一 国府の所在地

国府とは国守が成務を行う国庁（あるいは国衙（こくが））の所在地であるが、全国の国庁跡は発掘調査が行われ、その所在地が確認され、それも一か所と考えられている。ところが、相模国の国府のみ、その所在地が複数、提案されている。所在地候補は以下の通り。

- 一 平塚市（関連遺跡が発掘されている）
- 二 大磯町余綾郡
- 三 海老名市（初期に国分寺があった）
- 四 小田原市（千代廃寺を初期国府と見る）

国府の候補地が多いのは、相模国のみといっているほどである。現在、移転したと考えられているが、その理由は明らかになっていない。

### その二 国分寺・国分尼寺

天平十三年（七四一）三月（続日本紀による。「類聚三代格」では二月）に、鎮護国家建設のために全国に国分寺・国分尼寺の建立の詔が出た。相模国の国分寺の金堂・七重塔の配置が他国の国分寺と異なっているとの議論があるとのこ

と（新築ではなく改築型の可能性の指摘）。相摸国の特異性があるようだ。

国分寺・国分尼寺の発掘調査結果は以下の通り

国分寺の所在地

海老名市国分（東光山医王院国分寺を相模国分寺と見なす。）

国分尼寺の所在は未確認。

（完）

### 基本的参考文献

- 一 古事記 倉野憲司校注 一九六三年一月十六日 第一刷発行、  
一九九三年三月十五日 第五十刷発行 岩波書店
- 二 日本書紀（上・下）全現代語訳 宇治谷孟  
一九八八年六月十日第一刷発行、一九九二年九月二十一日  
十一刷発行、講談社
- 三 続日本紀（上・中・下）全現代語訳 宇治谷孟  
一九九二年六月十日第一刷発行、講談社
- 四 日本後記（上・中・下）全現代語訳 森田悌  
二〇〇六年十月十日 第一刷発行、二〇〇七年三月十二日  
第二刷発行 講談社
- 五 「相摸国封戸租交易帳」 正倉院御物（天平七年閏十一月）
- 六 万葉集  
万葉集全訳注・原文付 第四卷 中西進著 講談社  
一九八三年十月第一刷、一九九三年四月第八刷
- 七 図説 神奈川県の歴史（上） 原始古代中世近世 貫達人監修 有隣堂
- 八 神奈川県史概説
- 九 県史・神奈川県の歴史 神崎彰利・福島金治・大貫英明・西川武臣

著者 小林 紘（ペンネーム：ヒロ・コバヤシ）

住所 横浜市港南区東芹が谷二十三ー二一五〇四

電話番号 〇四五ー八二四ー五八九九

電子メールアドレス

第1 hiros.kobayasi@nifty.com

第2 gicst.hirokoba@mbg.nifty.com

ホームページアドレス

「万葉集一人旅コーナー」 <http://hirokoba.life.coocan.jp>